昭和二〇年 1

(研究調査員)

	五 納税準備預金の目的外消費に対する宥恕措置
九 災害による租税の減免について六四五	―酒税法施行細則の一部改正―
労働組合の原則的非課税団体の法認	四 酒造組合に対する交付金の改正五九五
八 民主化の促進	規程の改正―
農業団体法と蚕糸業法の改廃	施行細則の改正及び大蔵省等の分課
① 民生産業の基幹法の改革六三五	税務行政機能の回復措置・所得税法
措置法の内容)	―所得調査委員会の管轄区域の整備と
律により廃止される租税関係の優遇	三 戦時体制の改革と税務行政の対応五九一
石油業法外十三法律の廃止(廃止法廃止、大日本航空株式会社法並びに	― 税務署及び管轄区域の統廃合― 一税務行政の平常化の復帰と機能の整備五八四
国家総動員法及び戦時緊急措置法の	四二号
○ 軍需産業の基幹法の廃止六○○	ル命令ニ関スル件・ポ勅緊急勅令五
七 戦時色の払拭六〇〇	「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ発ス
―登録税法施行規則の一部改正―	一 戦時体制改革の出発点五八一
六 高額登録税額の納付方法の簡易化五九九	まえがき五八一
納税施設法施行規則の一部改正	目次
Ĩ.	

定

(素質) ない意味のでは、100mmのであった。 のでは20mmのではないのであった。

まえが

昭和二〇(一九四五)年八月一四日、大東亜戦争は終結した。それまでは、さきにもみたように、戦時緊急措置体

制を形成し、最終的な国力の発揮にすべてを傾けた。

九月二日、降伏文書調印後、連合国の配下にあっては、戦時体制の平和時へむかっての転換が急がれる。税制の上 税制においてもそのことは言いうる。だが、米英、特に米国の軍事力の圧倒的優勢さは掩うべくもなかった。

以下において、昭和二〇年中に、税制がどのように変ぼうをとげるか、順を追ってみていきたい。

においても当然そのことは言いうる。

一戦時体制改革の出発点

終戦の詔勅が下され、翌一五日正午、終戦の玉音放送があって、昭和一二(一九三七)年七月七日以来の戦時状況に 昭和二〇年八月一三日、帝国最後の御前会議が開かれ、天皇のご裁断によって、戦争終結が決定、翌一四日深夜、

終止符を打った。

によったため、国政は、立法、司法、行政の三権によって遂行された。とはいえ、立法については、連合国軍の要求の ころとなる。しかし、わが国の降伏はドイツの場合と異なり、連合国軍の直接の軍政によることなく、間接占領方式 九月二日は、東京湾におけるミズリー号艦上で、わが国の全権団は降伏文書に調印、わが国は連合国の占領すると

早急実施を要する面もあるところから、同年九月二〇日、政府は、旧憲法第八条第一項にもとずいて、「『ポッ ダム』

宣言ノ受諾ニ件ヒ発スル命令ニ関スル件」 を緊急勅令第五四二号として公布、 同日施行した のである。 すなわち、 テハ命令ヲ以テ所要ノ定ヲ為シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得 政府ハ「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件と連合国最高司令官ノ為ス要求ニ係ル事項ヲ実施スル為特ニ必要アル場合ニ於

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

則

としたのである。

昭和二十年勅令第五百四十二号(「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件)施行ニ関スル件を、 同日政府は、右を受けて、

同日

次のとおり公布した。

昭和二十年勅令第五百四十二号(「ポツダム」 宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件) 施行ニ関スル件 (昭和

昭和二十年勅令第五百四十二号ニ於テ命令トハ勅令、閣令又ハ省令トス 二十年勅令五四三号)

前項ノ閣令及省令ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮、五千円以下ノ罰金、科料及拘留トス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一月二六日乃至一二月一八日)において、旧憲法第八条第二項により、昭和二〇年勅令第五四二号の承諾を求むる さて、政府は、「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件に関しては、第八九回帝国議会(昭和二〇年

勅令立法の趣旨説明を行った。すなわち、 案件として提出した。そこで、政府(楢橋渡法制局長)は、同年一二月一二日、衆議院において次のようにポ勅緊急

ルコトヲ得ル旨ノ御定メヲ願ツタノデアリマス。 司令官ノ発スル要求ト得ル事項ヲ実現致ス為メ、特ニ必要アル場合ニ於テハ、随時命令ヲ以テ所要ノ事項ヲ規定ス 速ヲ要スルコトガアリマスノデ、政府ハ帝国憲法第八条第一項ノ規定ニ基キ、本件勅令ノ制定ヲ仰ギ、連合国最高 勢ヲ整ヘルコトガ必要ト相成ツタノデアリマス、而モ最高司令官ヨリノ要求ノ処理ハ、御承知ノ通リ時ニ極メテ急 テ右最高司令官ノ要求ニ付キマンテハ、法制ノ上ニ於キマンテモ、必要ニ応ジ強制力ヲ行使シ得ルヨウ遺憾ナキ体 本年九月二日調印ヲ終リマンタ降伏文書ニ依リマスレバ、爾後帝国政府ガ連合国最高司令官ノ要求ニ 従 イマ シ 「ポツダム」宣言所定ノ事項実現ノ為メ、必要ナル一切ノ措置ヲ執ルベキコトニ相成ツタノデアリマス、而シ

という。

る

ここでもまた、連合国最高司令官の要求実現の為の授権立法が行われ、戦後改革への法制的な準備が整ったのであ

1 二日ノ条一七六頁四段目参照 「帝国議会衆議院議事速記録81第八八・八九回議会 昭和二〇年」東京大学出版会、昭和六〇年刊、昭和二〇年一二月一

また、貴族院における趣旨説明は、一一月二八日、楢橋法制局長官から次のように行った。

マシテモ、必要ニ応ジ強制力ヲ行使シ得ルヨウ万遺憾ナキ態勢ヲ整フルコトガ必要ト相成ツタノデアリマス。而モ最高司令 ダム」宣言ノ施行実現ノ為必要ナル一切ノ措置ヲ執ルベキコトト相成ツタノデアリマス。而シテ右最高司令官ノ要求ニ付キ 本年九月二日調印ヲ了リマシタ降伏文書ニ依リマスレバ、爾後帝国政府ガ連合国最高司令官ノ要求ニ従イマシテ、

五八三

基キ、本件勅令ノ制定ヲ仰ギ、連合国最高司令官ノ発スル要求ニ係ル事項ヲ実施致ス為、特ニ必要アル場合ニ於テハ随時命 官ヨリノ要求ノ処理ハ、御承知ノ如ク時ニ極メテ急速ヲ要スルコトガアリマスノデ、政府ハ帝国憲法第八条第一項ノ規定ニ 議会 昭和一九年」東京大学出版会、昭和五五年刊、昭和二〇年一一月二八日の条四頁二段目参照)。 令ヲ以テ所要ノ事項ヲ改訂スルコトヲ得ル旨ノ御定メヲ願ツタ次第 デアリ マス(「帝国議国貴族院議事録71第八六―八九回

大日本帝国憲法(明治二二・二・一一)

布スベシ ②此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出スヘシ若シ議会ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ将来ニ向テ効力ヲ失フコトヲ公 第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅

一 税務行政の平常化への復帰と機構の整備

金融に関する不安をのぞくため、支払制限等の措置はとらぬと声明し、部内職員には訓示を発し、(3) さて、八月一五日、玉音放送の後、政府は内閣告論を発し、国民の冷静さを維持するよう訴え、大蔵大臣は、通貨に、八月一五日、玉音放送の後、政府は内閣告論を発し、国民の冷静さを維持するよう訴え、大蔵大臣は、通貨 難局に臨む態度を

ところで、戦災により官庁機能の低下も著しいなかで、戦災税務署と戦災地域の税務署の管轄区域とを統廃合し、 一八日には、東京財務局長は、税務の第一線に対し承詔必謹を電報をもって示達した。(4)

した。この結果、東京財務局管内では、一二税務署が消滅し、大阪財務局管内では八税務署、名古屋財務局管内では 行政機能の維持に努めることが必要であり、八月二一日、大蔵省は告示をもって税務行政機構の平和時への出発点と

一税務署がそれぞれ姿を消した。廃止となった税務署は、 都合二二に及んだ。廃合税務署を示すと次のと おりで あ

る。

東京財務局管内 (管轄区域の統廃合は略、 ×印は廃合により消滅したことを示す。)

(×神 ○ 麹 町 \blacksquare () 赤 × 四 谷 坂 ~ 本 〇小石川 郷 ××〇 浅本下 草所谷 (×深 (○日本橋 Ш (× 在 Ш 原 **0** 关 (× 蒲 森 田 (× 淀 〇中 橋 野 (×豊 ()板 橋 島 × 足 〇荒

立 Ш

×横浜西

横浜中

→横浜と改称

大阪財務局管内

〇北

〇南

〇生

野

()旭

〇神

戸

_ ○ 須

磨

××〇 大港西 名古屋財務局管内(昭和二〇年一一月一日大蔵省告示三七二号、同月二七日同省告示三九〇号の追加告示を含む。) 正 〔×浪 速 (×大阪福島 (×東 成 (×都 島 (×灘 (×兵 庫

以下において関係告示を示す。

大蔵省告示第三三三号

昭和十九年四月大蔵省告示第百三十八号税務署ノ名称及管轄区域表中左ノ通改正シ昭和二十年八月二十一日ヨリ之

ヲ施行ス

昭和二十年八月二十一日

大蔵大臣 津島 寿一

西区 署ノ項ヲ削 川区」ヲ「荒川区 項「中野区」ヲ「中野区 署ノ項「品川区」ヲ「品川区 深川区」ニ、赤坂税務署ノ項「麻生区 東京財務局ノ部中麹町税務署ノ項「麹町区」ヲ「麹町区 「小石川区」ヲ「小石川区 南区 保土ヶ谷区 足立区」ニ、横浜中税務署ノ項「横浜中」ヲ「横浜」ニ、「中区(磯子区」ヲ「中区 淀橋区」ニ、板橋税務署ノ項「板橋区」ヲ「板橋区 戸塚区」ニ改メ神田、 本郷区」ニ、下谷税務署ノ項「下谷区」ヲ「下谷区 浅草区 本所区」ニ、品川税務 荏原区」ニ、 大森税務署ノ項 「大森区」ヲ 「大森区 蒲田区」 ニ、中野税務署ノ 赤坂区」ヲ「麻布区 四谷、本郷、浅草、荏原、蒲田、淀橋、豊島、 神田区」こ、 赤坂区 四谷区 日本橋税務署ノ項「日本橋」ヲ「日本橋区 豊島区」ニ、荒川税務署ノ項「荒 牛込区」ニ、小石川税 務 署 ノ 項 足立及横浜西税務 磯子区

成区」ニ、旭税務署ノ項「旭区 天王寺区 大阪財務局ノ部中西税務署ノ項「西区」ヲ「西区 都島、大阪福島、東成、浪速、灘及兵庫税務署ノ項ヲ削ル 葺合区」ニ、須磨税務署ノ項「須磨区 浪速区」ニ、北税務署ノ項「北区」ヲ「北区 城東区」ヲ「旭区・城東区 長田区」ヲ「須磨区 港区 福島区」ニ、生野税務署ノ項「生野区」ヲ「生野区 大正区」で、 都島区」ニ、神戸税務署ノ項「生田区」ヲ「生田区 長田区 南税務署ノ項「南区 兵庫区武庫郡ノ内山田村」ニ改メ、 天王寺区」ヲ「南区

名古屋財務局ノ部中 名古屋西税務署ノ項 「西区 熱田税務署ノ項「熱田区 南区 愛知郡」ヲ「熱田区 中村区 西春日井郡」 南区 中区 ヲ「西区 愛知郡」ニ改メ栄及名古屋中税務署ノ項 中村区 栄区 西春日井郡」

ヲ削

あった。次にそれを示しておく。 というものであった。 示第三七二号により、次のように改正があり、つづいて一一月三日、大蔵省告示第三九○号により、それぞれ改正が しかしこれには、名古屋財務局の部中名古屋西税務署の項について同年一一月一日、 大蔵省告

大蔵省告示第三七二号(昭和二〇・一一・一)

名古屋財務局ノ部中名古屋西税務署ノ項「西区 井郡」ニ、熱田税務署ノ項「熱田区 南区 中区 中村区 愛知郡」ヲ「熱田区 栄区 西春井郡」ヲ「西区 南区 愛知郡」ニ改ム 中村区 栄区 中区 西春

●大蔵省告示第三九〇号(昭和二○・一一・三施行、官報一一・二七)

名古屋財務局ノ部中名古屋西税務署ノ項「西区 中村区 栄区 中区 西春日井郡」ヲ「西区 中村区 中区 西

春日井郡」ニ改る

1) 内閣告論

ぶの他途なきに至る。巨子として恐懼謂ふべき所を知らざるなり。 本日畏くも大詔を拝す。帝国は大東亜戦争に従ふこと実に四年に近く而も遂に 聖慮を以て非常の措置に依り其の局を結

ば痛憤限りなし、然るに戦争の目的を実現するに由なく、戦勢亦必ずしも利あらず、遂に科学史上未曽有の破壊力を有する 顧みるに開戦以降遠く骨を異域に曝せるの将兵其の数を知らず、本土の被害、無辜の犠牲亦玆に極まる。 思うて此に至れ

に下る、赤子の率由すべき方途は自ら明かなり の難に逢著したり 新爆弾の用ひらるるに至りて戦争の仕法を一変せしめ、次いで「ソ」連邦は去る九日帝国に宣戦を布告し帝国は正に未曾有 聖徳の宏大無辺なる、世界の和平と臣民の康寧とを冀はせ給ひ、玆に畏くも大詔を渙発せらる

り或は情に激して軽挙妄動し信義を世界に失ふが如きことあるべからず、又、特に戦死者、戦災者の遺族及び傷痍軍人の接 依りて国家の運命を将来に開拓せざるべからず本大臣は玆に万斛の涙を呑み敢て此の難きを同胞に求めむと欲す 今や国民の齊しく嚮ふべき所は国体の護持にあり、而して苟くも既往に拘泥して同胞相猜し、内争以て他の乗ずる所とな **固より帝国の前途は之により一層の困難を加へさらに国民の忍苦を求むるに至るべし、然れども帝国は此の忍苦の結実に**

尚此の際特に一言すべきは此の難局に処すべき官吏の任務なり、畏くも至尊は爾臣民の衷情は朕善く之を知ると宣はせ給 政府は国民と共に承詔必謹刻苦奮励常に大御心に帰一し奉り、必ず国威を恢弘し父祖の遺託に応へむことを期す 官更は宜しく、陛下の有司としてこの御仁慈の聖旨を奉行し以て堅確なる復興精神喚起の先達とならむことを期すべし

大蔵大臣声明(昭和二○年八月一五日)

内閣総理大臣

男爵

貫太郎

昭和二十年八月十五日

護に付ては国民悉く力を効すべし

2

致ス決意デアル ?シ国民生活ノ安定ヲ図リ経済ノ速カナル復興ヲ期スルニ在ル 政府ハ之ガ為必要ナル通貨金融方策ニ付テ、凡ゴル努力ヲ 皇国ハ正ニ創史以来最モ困難ナル事態ニ直面スルニ至ツタノデアルガ我国経済ノ今後ニ処スベキ途ハ其ノ秩序ヲ飽ク迄維

食糧ノ増産其ノ他国民生活ノ安定確保並ニ戦災者更生復活ニ要スル資金ニ付キ、積極的ナル供給ヲ図ル 預貯金等ニ付テハ責任ヲ以テ其ノ安全ヲ確保シ支払制限(モラトリウム)ノ如キ措置ハ絶対ニトラナイ 重要産業ノ転換ニ関シ必要ナル資金ノ供給ハ確保スルト共ニ転換ニ件フ債権債務ノ適切ナル整理調整ヲ図ル

通貨ノ信用ヲ維持スルガ為インフレ防止ニ関スル強力ナル措置ヲ講ジ之ガ貫徹ヲ図ル

・ヲ切望シテ已マナイ次第デアル 国民諸君へ現実ノ事態ヲ正視シ国家ノ諸施策ニ対スル十全ノ理解ヲ持チ堅忍自重沈着冷静ニ刻下ノ難局ニ対処セラレ

資料的意味で次に大蔵大臣の訓示を引用しておく。

大蔵大臣訓示

大詔ヲ拝シ又内閣総理大臣ヨリ告論ヲ発セラレタリ悲痛憤激ノ情抑ヘントシテ禁スル能ハサルモノアリ

天皇統治ノ大権ヲ変更セサルノ諒解ノ下ニ大東亜戦争終結ニ関スル敵側要求ヲ受諾スルニ決シ本日曩ニ畏クモ

利アラス事態ノ急変ヲ見ルニ至ル - 我等一億唯自ラノ努力未タ至ラスシテ - 聖明ヲ汚シ宸襟ヲ悩マシ奉リタルコトニ対シ深 ヲ失フコトナク毅然トシテ国運ノ将来ヲ打開シ三千年伝統ノ国体ヲ不滅ニ光輝アラシメサルヘカラス是即チ聖慮ニ帰|シ奉 承詔必謹真ニ帝国臣民タルノ本分ニ生キ情ヲ抑ヘ悲ヲ超エ益々団結ヲ固クシ整然タル秩序ノ下飽ク迄モ帝国臣民タルノ矜持 ク神明ニ謝スルノミ然レ共既ニ廟譲ハ一決シ聖断ハ下サレタリ憤激ノ情末タ去リ難ク悲痛ノ感胸ヲ裂クカ如キモノアリト雖 セシメ銃後官民亦克ク耐乏ノ強靱ナル戦意ヲ以テ其ノ職任ノ遂行ニ挺身シ挙国一体戦争完遂ニ遭進来レリ 然ルニ戦勢遂 大東亜戦争勃発以来四星霜忠勇ナル皇軍将兵ハ冱寒ヲ凌キ災熱ヲ昌シテ大東亜各地ニ転戦シ其ノ類ナキ勇武ニ世界ヲ鱉倒

ル所以ニシテ亦真ノ日本精神ニ生クル所以ニ外ナラス 歴史ニ起伏アリ国運ニ消長アリ然レ共燦然タル不滅ノ国体ハ無窮ニ護持セラルヘカラス悲痛ナル事態ヲ直視シ私ヲ去リ邪

平ノ将来ニ安易ナル生活ノ幻影ヲ追フカ如キコトアラハ皇国ノ前途ハ遂ニ永遠ノ悲運ニ沈倫スルモ免レサルヘシ 正ニ今日ニ在リ苟モ徒ヲナル激情ニ駆ラレテ暴勇ヲ振ヒ或ハ悲哀ニ溺レテ気力ヲ消磨スルカ如キコトアルヘカラス況ンヤ和 ヲ薬テ忍ヒ難キヲ忍ヒ堪エ難キヲ堪エ荆棘ノ前途ヲ超ヘテ挙国一体一身ヲ捧シテ臣節ヲ全フシ帝国明日ノ進運ヲ確保スルハ

ヲ新ニセサルヘカラス 興隆ニ対シ希望ヲ失フコトナク一大勇猛心ヲ振起シテ有ユル障碍ヲ突破シ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ真摯ナル努力ニ生クルノ覚悟 今ヤ皇国ハ新ナル苦難ノ前ニ立テリ然レ共前途如何ニ苦難ニ満チタリトスルモ我等ハ飽ク迄モ皇国ノ将来ヲ信シ新日本ノ

練ニ堪エテ益々其ノ偉大ヲ輝カシタリ モトヨリ民族ノ努力へ無限ニシテ一瞬モ休止スルヲ得ス古来偉大ナル民族へ難局ニ際シテ能ク其ノ真価ヲ発揮シ幾多ノ試 而シテ今ヤ日本民族ハ其ノ真価ヲ世界ニ問フヘキ歴史的時期ニ際会セリ想フニ皇国

ヲモ怖レサル勇気ト献身的労力ナリ 今日ニ於テ最モ必要トスル所ノモノハ透徹セル国体護持ノ精神ニ基ク国民ノ秩序団結ナリ民族ノ力量ニ対スル自信ナリ何物 厳ナル国体ノ存スル処国家ト民族ノ偉大ハ常ニ我等ト共ニ在リ我等カ国体へノ絶体無限ノ信仰ト民族ニ対スル自信トヲ以テ 最悪ノ環境ニ在リテ尚国運ノ将来ニ向ツテ撓マサル労力ヲ続クル限リ皇国ノ無窮ノ発展ト繁栄ハ断シテ疑ナキ所ナリサレハ ハ其ノ歴史ヲ通シテ世界ノ進運ニ貢献シ日本民族ハ幾多ノ歴史的時期ニ於テ真ニ偉大ナル能力ヲ発揮シ来レリ世界無比ノ尊

運ニ貢献シ聖慮ヲ安ンシ奉ルヘキナリ国家非常ノ悲局ニ際シ国民ノ団結固クシ上下ノ秩序ヲ維持シ以テ無窮ニ護持スルモ懸 ツテ官吏ノ実践窮行ニ在リ諸官宣シク愬ヲ事態ノ重大性ニ致シ官吏タルノ自覚ヲ新ニシ前途ノ難局ニ対シ奮起セラレンコト 聖旨ヲ奉体シ内閣告論ニ遵由シ飽ク迄奉公ノ精神ニ燃エ旺盛ナル責任感ノ下冷静其ノ職務ノ遂行ニ尽陣シ以テ帝国将来ノ進 特ニ官吏ハ国民ノ範タル地位ニ在ルモノトシテ率先此ノ難局ニ当リ日本人タルノ真姿ヲ顕現シ尚モ逸スルコトナク畏キ

昭和二年八月一五日

電報による示達(木更津税彰会『木更津税務署八〇年の歩み』(昭和五二)四頁より全文を引用す。日付は木更津 税 務署

大蔵大臣

(収受年月日、昭和二〇八月一八日)

ゴセイシンニノツトリヘイジ ヨウド イリ 一一一 トウケウ 七四五五 タイツイニココニイタレルモゼ コニ キサラヅ シ」キサラヅ ゼ イムショチョウ(木更津税務署長) イムシコウホウシンニハカハリナキヲモツテショクインインド ウハショウショノ ホリレイセイニシツムシダ イコクミンタルキンド ヲジ スベシ」 六トハホ

たる矜度を持すべし」東京財務局長) ○「事態遂に並に到れるも税務の執行方針には変りなきを以て職員一同は詔書の御精神に則る平常通り冷静に執務し 大 国民

\equiv 戦時体制の改革と税務行政の対応

税務署およびその管轄区域の統廃合が行われたことは、すでにのべた。

この改正は、ただちに所得税法における所得調査委員会官制、 特に統廃合のあった税務署の所得調査委員の定数、

域の変更にあわせて、所得調査委員会制の整合的調整を図った。次に改正省令を示す。

管轄区域等にも影響するところから、九月一三日、大蔵省では、所得税法施行細則の一部を改正し、税務署、管轄区

税務官庁等の所掌事務の分掌等についても、戦時色の払拭がみられた。また、これとともに、大蔵省では、

官房長制がとられた。関係規定を示すと、次のとおりである。

◎大蔵省令第七十六号

所得税法施行細則中左ノ通改正シ昭和二十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年九月十三日

大蔵大臣 津島 寿一

川税務署、荏原税務署、蒲田税務署、 別表所得調査委員会設置区域及定数表中東京財務局ノ部中神田税務署、四谷税務署、本郷税務署、浅草税務署、本所税務署、 品川税務署及板橋税務署ノ項ヲ左ノ如ク改メ、 淀橋税務署、 「横浜中税務署」ヲ「横浜税務署」ニ改ム 豊島税務署、足立税務署及横浜西税務署ノ項ヲ削リ麴町税務署、 赤坂税務

		_ 1					
長相村	糸 安	高柏士	小小	Ξ	巻 新 発	新表	板品赤麴
野川上	川塚	田崎町	千谷	条	発 田	鴻 東	橋川坂町
長野市	郡部	高田市		岡 条	ar 容	新 潟 新潟市 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
<u> </u>	五三六人人人	五七五人人人	六七人人人	六 七 五 人 人 人	八七八 人人人	八人 八人	大大大大
						松税務署ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ	

同表中名古屋財務局ノ部中栄税務署及名古屋中税務署ヲ削リ名古屋西稅務署及熱田稅務署ノ項ヲ左ノ如ク改ム 同表中大阪財務局ノ部今津税務署ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ 署ノ項ヲ削リ生野税務署ノ項ヲ左ノ如ク改ム 同表中大阪財務局ノ部中港税務署、大正税務署、 信濃中野 敦武大 生野一 大 木 飯 伊 岩村田 諏 上 町 井 浜賀生野 本曽田那訪 田 福井市 上田市 郡 松本市 郡 郡 郡 部 部 部 部 一九人 七五八六五七七八八五人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人

都島税務署、大阪福島税務署、東成税務署、浪速稅務署、灘稅務署及兵庫稅務

五九四

熱 名古屋西 田 郡 名古屋市西区、 中区、熱田区 名古屋市南区、 中村区、栄区 五人 八 五 人 人

同表中新潟財務局ノ部ヲ削ル

同表中「松山財務局」ヲ「高松財務局」ニ改メ同局ノ部中丸亀税務署、長尾税務署、土庄税務署及高松税務署ノ項ヲ削リ松山稅

務署ノ項ノ前ニ左ノ如ク加フ

丸 高 高 丸郡 市部市

庄尾 丸亀市以外 六 六 九 五 七 七 人 人 人 人 人 人

土 長

大蔵省ニ於テハ今般大蔵省分課規程中左ノ通改正シ昨二十三日ヨリ之ヲ施行セリ 大蔵省分課規程中改正(官報昭二〇・八・二四)

第一条中「戦時施設課」ヲ「庶務課」ニ改ム

財務局分課規程中改正(官報昭二〇・八・三〇)

同条第九号中「戦時ニ必要ナル」ヲ削ル

第六条中「戦時施設課」ヲ「庶務課」ニ改メ同条第一号ヲ削リ第二号ヲ第一号トシ以下順次一号宛繰上グ

大蔵省ニ於テハ今般財務局分課規程中左ノ通改正シ〔昭和二〇年〕八月二八日ヨリ之ヲ施行セリ

第一条中「戦時施設課」ヲ「厚生課」ニ改ム

第四条中「戦時施設課」ヲ「厚生課」ニ改メ、同条第一号ヲ削リ第二号ヲ第一号トシ第三号ヲ第二号トス

第九条中「大東亜戦争ニ際シ」ヲ削ル

税務署分課規程中改正(官報昭二〇・九・二八)

大蔵省ニ於テハ今般税務署分課規程中左ノ通改正シ本〔昭和二〇年九〕月一二日ヨリ之ヲ施行セリ

第二条第十四号中「大東亜戦争ニ際シ」ヲ削ル

大蔵省分課規程中改正(官報昭二〇・九・三)

大蔵省ニ於テハ今般大蔵省分課規程中左ノ通改正シ一昨一日〔九月一日〕ヨリ之ヲ施行セリ

大臣官房分課規程中左ノ如ク改ム

第七条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フ 第八条 大臣官房ニ官房長ヲ置ク

官房長ハ次官ノ命ヲ承ケ大臣官房各課ノ事務ヲ統括ス

国民貯蓄局分課規程中左ノ如ク改ム

第五条

酒造組合に対する交付金の改正

四

たため、その調整を行つた。要するに、交付金の基準の合理化をはかつたものといえよう。特に解説を要しないであ 戦後の酒造の態様に変化があったため、また基準交付金の額が、インフレーションによっと実体とそぐわなくなつ

改正細則と、 改正前細則とを掲記しておく。 ろう。

津島

寿

◎大蔵省令第七十一号

酒税法施行細則中左ノ通改正ス

昭和二十年八月二十七日

第四条ヲ左ノ如ク改ム

第四条 酒税法施行規貯第七十四条第二項ノ規定ニ依リ酒造組合ニ対シ交付スペキ交付金ノ額ハ毎酒造年度其ノ所属組合員が検 定ヲ受ケタル酒類(同規則第二十条第一項及同規則第七十一条ノ原料用ノ酒類ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノ並ニ同規則第七

十一条ノ二ノ粕糖及蒸留前ノ酒類ヲ除ク)ノ製造石数十石ニ付左ノ割合ニ依リ算出シタル金額トス此ノ場合ニ於テ製造石数二

十石未満ノ端数アルトキハ十石トシテ計算ス

麦酒 六十銭

麦酒及果実酒 以外ノ酒類

二円五十銭

三円五十銭

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四条ノ改正規定ハ昭和十九年酒造年度分ノ交付金ヨリ之ヲ適用ス

改正前酒税法施行細則

第四条 酒税法施行規則第七十四条第二項ノ規定ニ依り酒造組合ニ対シ交付スベキ交付金ノ額ハ毎酒造年度其ノ所属組合員が検 ヲ除ク)ノ製造石数十石ニ付左ノ割合ニ依リ算出シタル金額トス此ノ場合ニ於テ製造石数ニ十石未満ノ端数アルトキハ之ヲ十 定ヲ受ケタル酒類(同規則第二十条第一項及同規則第七十一条ノ原料用酒類並ニ同規則第七十一条ノ二ノ粕糖及蒸留前ノ酒類

石トシテ計算ス

一 合成清酒 一円五十銭 二円五十銭

麦酒

三十銭

五 納税準備預金の目的外消費に対する宥恕措置

納税準備預金の目的外引出による流用について、戦後の特殊事情を勘案し、

納税準備預金の合理的支出-

一消費

一に

預金者又は其家族が

対して、一定の宥恕措置を明らかにした。すなわち、

□ 其の他の災害□ 本の他の災害□ 本の一次□ 本の一次

(□其の家族(□其の家族(□預金者(□預金者

について、甚大なる被害を受けたるとき。

四 \equiv ある。 以上のほか、 指定金融機関→廃止、廃止するとき。但しこの場合は、七日以内に他の指定金融機関へ預け替えることが必要で 税務署長又は市町村長が、己むことをえざる事由ありと認むるとき、

五九七

右にともない、納税準備預金利子の課税免除規定の整合的改正があった。

以下において関係法令を示す。

◎内務省令第二号

納税施設法施行規則中左ノ通改正ス

昭和二十年十一月九日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

内務大臣

堀切善次郎

第三十三条 左ノ場合ニ於テハ法人ノ納税準備預金ニ付テハ税務署長、其ノ他ノ納税準備預金ニ付テハ市町村長ノ承認ヲ受ケ第二

十八条ニ規定スル租税公課ノ納付以外ノ目的ノ為納税準備預金ヲ引出スコトヲ得

タルトキ 預金者又ハ其ノ家族ガ戦時災害其ノ他ノ災害ニ因リ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケ

預金者又ハ其ノ家族ガ第二十八条ニ規定スル租税公課ノ納税義務ナキニ至リタルトキ

指定金融機関ガ業務ヲ廃止シ又ハ廃止セントスルトキ

前各号ノ外税務署長又ハ市町村長ニ於テ己ムコトヲ得ザル事由アリト認メタルトキ

前項第三号ノ規定ニ依リ引出シタル納税準備預金ハ七日以内ニ他ノ指定金融機関ニ預ケ入ルベシ

第三十七号ニ左ノ二項ヲ加フ

第三十三条第二項ノ規定ニ依リ納税準備預金ヲ預ケ入レタルトキハ当該納税準備預金引出ノ際支払ヲ受ケタル利子ニ対スル所得

税ハ之ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ所得税ノ免除ヲ受ケタル者所得税ニ相当スル金額ノ還付ヲ受ケントスルトキハ所轄税務署長ヲ経由シ財務局長

ニ請求書ヲ提出スベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高額登録税額の納付方法の簡易化

によって納付せしめることとした。

数を省略し、納付の簡易化と事務能率の向上に資するため、申出の方法を廃止し、国税徴収法施行細則による納付書

登録税額が五百円以上であるときは、税務署に申出て、納付の方法について指図を受けていたのを、官民相互の手

関係法令次のとおり。

朕登録税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年十月十日

大蔵大臣 内閣総理大臣 子爵 男爵 渋沢 敬三 幣原喜重郎

勅令第五百六十五号(官報一〇月一一日)

第二条中「五百円以上ナルトキハ税務署ニ申出テ」ヲ「以上ナルトキ又印紙ヲ以テ登録税ヲ納メ難キ事由アルトキハ」ニ改ム 登録税法施行規則中左ノ通改正ス

則

五九九

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正前第二条は、「登録税額五百円以上ナルトキハ税務署ニ申出テ現金ヲ以テ納ムルコトヲ得」とある。

◎大蔵省令第八十五号

登録税法施行規則第二条ノ規定ニ依ル登録税ノ納付ニ関スル件左ノ通定ム

昭和二十年十月十一日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

登録税法施行規則第二条ノ規定ニ依リ登録税ヲ納付セントスル者ハ当該税額ヲ国税徴収法施行細則第八号書式ノ納付書ヲ添ヘ最寄 ノ日本銀行本店又ハ代理店ニ納付スベシ

則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七 戦時色の払拭

→ 軍需産業の基幹法の廃止

それに伴ういわゆるポ勅による緊急勅令によってすすめられた。また、第八九回帝国議会が開会されるや、政府も、

戦時色の払拭は、九月二日の降伏文書の調印以来、政府の自発的発意によるものと、連合国軍の発出した覚書及び

戦時色の濃厚な法令の廃止を意図して、議会に提案した。

国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律案の上程があげられる。

政府は、楢橋渡法制局長官をして、昭和二〇年一二月四日、貴族院において、次のように、その提案理由を説明した。

○只今上程セラレマシタ国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律案ニ付キ提案ノ趣旨及ビ法案ノ大綱ヲ御説明申上ゲ マス。

用スルノ目的ヲ以テ、去ル第七十三帝国議会ノ協賛ヲ経テ制定セラレタノデアリマス、而シテ本法ハ昭和一三年五 律デアリマス。終戦後ノ今日ニ於キマシテハ、総テノ戦時法令ハ何レモ能フ限リ整理改廃ヲ致スベキデ ア リ マ 上 アリマス。又戦時緊急措置法へ戦争ノ最終的段階ニ於テ、国家ノ危急ヲ克服センガ為メ応機ノ措置ヲ講 ズル 月其ノ施行以来、 両法律ノ廃止法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス。 国家総動員法ハ戦時又ハ事変ニ際シ、 去ル第八十七議会ノ協賛ヲ経テ本年六月ニ制定公布セラレ、政府ニ対シ、強力ナル非常措置ノ権限ヲ与ヘタ法 特二此ノ法律ニハ戦時法令ノ根幹ヲナスモノデアリマスカラ、 国防目的達成ノ為メナサレタル各般ノ統制ノ根幹タル法律トシテ広ク其ノ適用ヲ見テ参ツタノデ 国防目的達成ノ為メ全国力ヲ最モ有効ニ発揮スル為メ各般ノ資源ノ統制運 一刻モ早ク之ヲ整理スルコトガ妥当ト信ジ、 必 並 ス 要

ニ於テ、 テモ整理スペキモノハ速カニ之ヲ整理シマシテ、円滑平穏裡ニ戦時法令ノ廃止ニ終止符ヲ打タントスルモノデアリ スノデ、現ニ存スル勅令ニ関スル限リ、且ツ終戦後ノ事態ニ対応シ、国民生活ヲ維持安定セシメルニ必要ナル限度 バ、是等ノ法律ニ依リテ形成サレマシタ現状ヲ急激ニ改変スルコトトナリ、 唯終戦後ノ諸般ノ事情ニ即応スル善後措置ヲ十分ニ講ズルコトナクシテ、 暫定的ニ六箇月ヲ限リ、是等ニ法律ノ効力ヲ認メルコトト致シタ次第デアリマス、勿論其ノ間ニ於キマシ 却テ社会秩序ノ動揺ヲ来ス処ガアリマ

直チニ是等ノ法律ヲ廃止致シマスナラ

是等ニ関シ必要ナル経過的規定ヲ附則ニ於テ設ケタ次第デアリマス、何卒宣シク御審議ノ上御協賛アラン

コトヲ御願イ申上ゲマス(拍手)。

衆議院に於ては、昭和二〇年一二月一三日、政府は、その提案理由の趣旨説明を行った。内容は貴族院の場合と 同 様であ

さらに、一二月八日、政府は、連合国の意向をうけて、特殊会社であった大日本航空株式会社法の廃止法律を提案 政府は、貴族院において田中武雄国務大臣をして、次により、その提案理由を説明した。

○只今議題トナリマシタ大日本航空株式会社法廃止法律案ニ付キマシテ、其提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス。 ス。玆ニ於キマシテ政府ハ大日本航空株式会社法ヲ廃止スルヲ適当ト認メマシテ、同法廃止法律案ヲ提出致シマシ サレザル事態ニ立到リマシタノデ、同社ハ去ル一〇月三一日ヲ以テ解散シ、目下清算手続ヲ進行中ナノデゴザイマ 之ヲ禁止スルノ方針ヲ採ツテ居ルノデアリマシテ、右目的ヲ有シマスル所ノ大日本航空株式会社ハ到底其存立ヲ許 ス。然ルニ帝国今次ノ敗戦ニ因リマシテ、連合国ハ我ガ国ニ対シ、凡ソ航空ニ関スル国民ノ活動ハ原則トシテ一切 内外航空運輸事業ノ振興ヲ図リマスルト同時ニ、大陸航空輸送事業ノ興隆ヲ助成スルノ目的ヲ有スルモノデアリ ガ、本法ニ依リ設立セラレマシタル特殊会社大日本航空株式会社ハ、国家ノ特別ナル助成ト指導監督ノ下ニ我ガ国 ノ通リ、大日本航空株式会社法ハ昭和一四年第七十四回帝国議会ノ協賛ヲ経テ制定セラレマシタルモノデアリマス 御承 知

タ次第デアリマス。何卒御審議ノ上速カニ御協賛下サレマスヨウニ御願ヲ申上ゲマス。

さらにまた、 衆議院においても、 同日、政府は、 同年一二月一二日、提案理由の説明が、貴族院の場合と、ほぼ同じであった。 戦時経済を支えた石油業法外十三法律の廃止について提案した。小笠原三九郎国務大

臣は、貴族院において、次のように提案理由を説明した。

)商工省関係ノ提出法案デアリマス石油業法外十三法律ノ廃止ニ付テ御説明申上ゲマス。先ヅ第一ニ石油業法外九事 戦ト 之ヲ廃止セムトスルモノデアリマス。次に輸出入品等臨時措置法ノ廃止ノ問題デアリマスルガ、是ハ別ニ提案サ 開始ニ付、許可制ヲ採用シテ居ルコトト免税其ノ他ノ経済上ノ特典ヲ与ヘラレテ居ルコト、 業法ノ廃止問題ニ付テ御説明致シマス。抑々所謂事業法ノ内容ハ各種事業法ニ付テ殆ド共通デアリマシテ、事業 迫シ来レル昭和一八年一○月末、軍需省ノ設置ト歩調ヲ合セテ制定セラレタモノデアリマシテ、其ノ内容ハ軍需生 付テハ不適当デアリマスノマナラズ、免税其ノ他ノ経済上ノ保護モ、企業ノ自由ナル活動ヲ基本トスル今後ノ経済 ヲ置イテ居ルコトガ其ノ骨子ヲ為スノデアリマス、其ノ狙ヒハ各軍需事業ノ発達ヲ助長セムトスルニ在ルノデアリ 致シマシテ、 ヲ以テマシテ、軍需会社ノ指定取消ヲ実施致シマシタ結果、本法ハ現ニ死文ト化シテ居ルノデアリマシテ、 時中ノミニ存続ノ意義ヲ有スル法律ハ之ヲ残置スルノ必要ハ全ク失ハレマシタノデ、既ニ昭和二〇年八月一五日附 ス。第二トシテ軍需会社法ノ廃止ニ付、御説明申上ゲマス。本法ハ御承知ノ通リ、戦時中、 ノ下ニ於キマシテハ、当然撤廃スベキモノデアリマスルノデ、此ノ際一括シテ廃止スルコトト致シタイト マス、併シナガラ終戦ト共ニ経済ノ基調ニ変化ヲ来シ、法律ノ規定ヲ以テ許可制度ヲ採用スルコトハ、是等事業ニ スル国家総動員法ノ廃止ト歩調ヲ合セタモノデゴザイマシテ、戦時中経済統制ノ基本ヲ為シタ此ノ両法律ガ、 -共ニ廃止サ 混乱ヲ招来スルコトノナイヨウ、 軍需企業ニ付、生産責任体制ヲ確立セムトスルニアツタノデアリマスルガ、戦争終結ト共ニ斯 V ス ル ノハ寧ロ当然ノ措置ト考エラレル 総動員法ノ場合ト軌ヲ一ニシ、六箇月間 ノデアリマス、 唯俄カニ何等ノ見透シモナク統制ヲ撤廃 ノ期間ヲ限リ、一応既ニ為 及ビ必要ナル監督規定 就中既ニ情勢極度ニ逼 存 終 戦

述ベマシタガ、 廃止ヲ提案致シマシタ次第デアリマス。 制規則ヲ中核トスル、石油配給統制株式会社ノ運用ニ依リマシテ、今後ノ統制ヲ行フコトトシ、 付テ御説明申上ゲマス、戦時中極度ニ不足セル石油ヲ軍需産業等ニ迅速的確ニ配給スル為、 自身モソレゾレ自主的団体ニ改組セムトスル機運強キニ鑑ミマシテ、 上ゲマス。統制会廃止ニ付マンテハ、未ダ連合国側トモ打合セ中デアリマンテ、断定的ナコトハ申上ゲラレマセ メ得ルコ 止又ハ制限ノ解除ヲナシ得ルコト、 ニ付テ申上ゲマス。 スルノデ、終戦ト共ニ能フ限リ官治統制ヲ廃シ、自治統制ニ移行スル為、 至リマシタコトハ御承知ノ通リデゴザイマス。 ル権限委譲ノ法律ヲモ撤廃スルモノデアリマス。 第十七号即チ重要産業団体令ニ依ル統制会ニ行政官庁ノ職権ヲ行ハシムルコトヲ規定シタ法律ノ廃止ニ付テ一言申 シテハ、今後ト雖モ逐次廃止スル方針デ進ム次第デアリマス、尚総動員法廃止ト関連致シマシテ、昭和一七年法律 ニ撤廃スベ レマシタ命令又ハ処分ノ効力ハ経過的ニ存続セシムルコトト致シマシタガ、撤廃スルモ支障ノナイ規則ニ付 権限委譲 トヲ其ノ内容トスルノデアリマスルガ、 キコ (ノ対象トナリマシタ各種ノ事業法、 要スルニ其ノ内容ハ戦時色濃厚ナ法律及ビ存置スル必要ノナイ法律ノ廃止ト云フコトニ落着ク訳デ ŀ 論 本法ハ大東亜戦争中生産力拡充其ノ他綜合国力発揮ノ為ニハ、第一ニ必要ニ応ジ法規ニ基 『ヲ俟タヌモノト考エルノデゴザイマス。以上多岐ニ互リマス商工省関係法律ノ廃止ニ付テ申 第二三甲ノ行政庁又ハ官吏ノ職権ヲ、 最後ニ各省共通ニ関係アル事項デゴザイマスルガ、 併シナガラ斯カル措置ハ戦時中ノ必要ニ基ク変則的ナモノデアリマ 次ニ多少毛色ノ違ツタ問題デアリマスルガ、 是ハ戦争中ノ非常事態ヲ前提トスルモノデアリマシテ、 統制法規等へ逐次撤廃セラレツツアルノデアリマシテ、各統制会 総動員法廃止ノ此ノ機会ニ戦時統制ノ残渣タ 乙ノ行政庁又ハ官吏ヲシテ、之ヲ行ハシ 国家専売ノ方式ハ之ヲ撤廃シ、石油配給 戦時行政特例法ノ廃止 専売制度ヲ採用スル 石油専売法 並ニ石油専売法 終戦ト共 ラ廃止 丰

見ヲ十分ニ徴シマシテ、慎重ニ立案スル必要ガアリマスル関係上、今議会ニハ提案スルノ運ビニ至ツテ居ラヌ次第 ゴ - ザイマシテ、今後ノ経済組織ヲドウスルカト云ウ基本問題ニ付マシテハ、連合国側、民間其ノ他関係各方面 ノ意

以上ヲ以テ私ノ説明ヲ終リタイト存ジマスルガ、何卒慎重御審議ノ上、 速カニ御協賛アラムコトヲ希望

衆議院においても、同年一二月一二日右と同様の趣旨説明があった。

ス。

デアリマス。

た大日本航空株式会社法廃止法律は、一二月二七日、官報へは翌二八日ニ掲載された。 日公布、官報へは二〇日掲載され、石油業法外十三法律廃止法律は、一二月二〇日公布、翌二一日に官報へ掲載、 以上、それぞれの提案理由が議会において説明された後、国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律は、一二月一九

却等)が主体であつたため、廃止法律によって、これらの優遇措置が消えることとなったのである。 これらの廃止法律と租税との関係は、戦時中の特例優遇措置としての課税免除、又は軽減措置(例えば、 加速度償

いて廃止法律、そして廃止される法律を収録しておく。 つながっていく可能性をもつもので、当時の廃止される関連法令を一応見ておくことも無駄ではあるまい。以下にお 今さらでもないが、これら戦時中の課税免除、軽減方式は、やがてまた経済復興の推進へと、政策の転換とともに

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和二十年十二月十九日

子爵 小笠原三九郎 渋沢 芦田 田中 松本 吉田 次田大三郎 堀切善次郎 烝治

厚 国

運大国

②本法施行ノ際現ニ存スル旧法ニ基ク勅令に付テハ本法施行後六月間ヲ限リ旧法(国家総動員法第一条乃至第三条ノ規定ヲ除ク) ハ仍其ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ国家総動員法中戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハトアリ若ハ国家総動員上必要アル

①本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附

則

国家総動員法及戦時緊急措置法ハ之ヲ廃止ス 法律第四十四号 (官報一二月二〇日)

第二復員大臣 特別総理大臣兼

男爵

幣原喜重郎

前田

多門

岩田

特ニ必要ナル業務トシ総動員物資トアルハ国民生活ノ維持及安定ヲ図ル為特ニ必要ナル物資トス 処シ国民生活ノ維持及安定ヲ図ル為特ニ必要アルトキハトシ国家総動員法中総動員業務トアルハ国民生活ノ維持及安定ヲ図ル為 トキハトアリ又ハ戦時緊急措置法中大東亜戦争ニ際シ国家ノ危急ヲ克服スル為緊急ノ必要アルトキハトアルハ終戦後ノ事態ニ対

④本法施行前(附則第二項ノ場合ニ於テハ同項ノ規定ニ依ル期間内以下同ジ)ニ旧法ニ依リ為シタル命令、処分又ハ行為ニ係ル優 ③前項ノ規定ニ依リ効力ヲ有スル勅令ハ其ノ規定スル事項ノ範囲内ニ於テ之ヲ改正スルコト妨ゲズ 立セラレタルモノ並ニ本法施行前ニ為シタル行為ニ対スル罰則ノ適用ニ付テハ旧法ハ本法施行後(附則第二項ノ場合ニ於テハ同 先賈受、課税標準ノ計算ニ関スル特例、租税減免及損失補償、本法施行前ニ清算ヲ開始シタル団体又ハ会社ニシテ旧法ニ依リ設

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル石油業法外十三法律廃止法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

項ノ規定ニ依ル期間経過後)ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

名御璽

昭和二十年十二月二十日

厚国内外文農司第第內閣公司 第第內閣 務務 務部 林大大良員大大臣臣臣臣臣臣臣臣臣臣臣妻

岩田

宙造

幣原喜重郎

六〇七

松本

堀切善次郎

芦田

商運大

大大大大大 臣臣臣臣

> 小笠原三九郎 田中 渋沢 次田大三郎

武雄 数三 臣

子爵

法律第四十九号(官報一二月二一日)

左ノ法律ハ之ヲ廃止ス 石油業法

自動車製造事業法

人造石油製造事業法

工作機械製造事業法 製鉄事業法

有機合成事業法

軽金属製造事業法 航空機製造事業法

重要機械製造事業法

戦時行政特例法

石油専売法

軍需会社法

昭和十七年法律第十五号〔国家総動員法第十八条ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官庁ノ職権ヲ行ハシムルコトニ関スル件〕 昭和十二年法律第九十二号〔輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル件〕

月月

本法施行ノ期日へ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和二一・四・一ヨリ施行、昭和二一勅令一八一号)

本法施行前ニ為シタル行為ニ対スル罰則ノ適用ニ付テハ旧法ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

自動車製造事業法、人造石油製造事業法、製鉄事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法、軽金属製造事業法、

機合成事業法又へ重要機械製造事業法ニ依ル所得税又へ所得ニ対スル法人税及営業税ノ免除並ニ課税ノ禁止ニ付テへ個人ノ事業 ニ在リテハ昭和二十年分、法人ノ事業ニ在リテハ本法施行前ニ終了シタル事業年分ヲ限リ旧法ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ

=

第四条 業法ニ依ル土地ノ収用又ハ使用ニシテ其ノ収用又ハ使用ノ時期ガ本法施行前ノモノニ付テハ旧法ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力 人造石油製造事業法、工作機械製造事業法、航空機製造事業法、軽金属製造事業法、有機合成事業法又八重要機械製造事

第五条 本法施行前製鉄事業法第十四条又ハ有機合成事業法第十二条若ハ第二十一条ノ規定ニ依リ交付シタル奨励金ノ返還ニ付テ ハ旧法ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第六条 一項ノ認可ヲ受ケタル株式会社ノ利益金ノ処分ニ付テハ旧法ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス 工作機械製造事業法第三条ノ許可ヲ受ケタル株式会社ノ設備ノ償却金額ノ補給及補給金ノ償還又ハ返還並ニ同法第十条第

第七条 損失ノ補償ニ付テハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス 本法施行前軍需会社法第八条、第九条、第十一条又ハ第十二条ノ規定ニ依リ政府ノ為シタル命令又ハ処分ニ因リ生ジタル 石油専売法第七条ノ規定ニ依ル賠償金ニ付テハ旧法ハ本施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

力ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ大東亜戦争ニ関連シ国民経済ノ運行ヲ確保スル為トアルハ終戦後ノ事態ニ対処シ国民生活ノ維持及安 本法施行ノ際現ニ存スル昭和十二年法律第九十二号ニ基ク命令又へ処分ニ付テハ本法施行後六月間ヲ限リ旧法ハ仍其ノ効

③第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ為シタル行為ニ対スル罰則ノ適用ニ付テハ旧法ハ同項ノ規定ニ依ル期間経過後ト雖モ仍其ノ効力ヲ ②前項ノ規定ニ依リ効力ヲ有スル命令又ハ其ノ規定スル事項ノ範囲内ニ於テ之ヲ改正スルコトヲ妨ズズ

第十条 燃料局特別会計法中左ノ通改正ス(左ノ通略)

第十一条 本法施行ノ際燃料局特別会計ニ属スル石油ニ関スル収入及支出ノ未済額ハ之ヲ燃料局特別会計ノ収入及支出ノ未済額ト

第十二条 軍需金融等特別措置法中左ノ通改正ス(左ノ通略)

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル大日本航空株式会社法廃止法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和二十年十二月二七日

名

壐

男爵

幣原喜重郎

吉田

子爵

渋沢

堀切善次郎

臣

武雄

田中

大日本航空株式会社法ハ之ヲ廃止ス 法律第六十二号(官報一二月二八日)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

旧法へ旧法ニ依リ為シタル命令ニ係ル損失補償及租税ノ免除其ノ他課税ニ付テハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

大日本航空株式会社法施行令廃止ノ件(勅令七二三号(官報一二月二八日))

大日本航空株式会社法施行令ハ之ヲ廃止ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

旧令ハ大日本航空株式会社法ニ依リ為シタル命令ニ係ル損失補償並ニ租税ノ免除課税ノ禁止ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ効

力ヲ有ス

大蔵省令第百十号

昭和十五年大蔵省令第二十二号〔昭和十四年大蔵省令第四十号(大日本航空株式会社法ニ依リ所得税又ハ営業収益税ノ免除ヲ受ケ

ントスルトキノ申請ニ関スル件)改正〕ハ之ヲ廃止ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

旧令ハ本令施行後ト雖モ大日本航空株式会社ノ清算結了ニ至ル迄ハ仍其ノ効力ヲ有ス

昭和二十年十二月二十八日

大蔵大臣 子爵

国家総動員法(昭和一三・四・一法五五)

昭和一三・五・五(昭和一三勅三一五)

昭和一四法六八、昭和一六法一九、昭和一九法四

昭和二一・四・一(昭和二〇法四四)

第一条 本法ニ於テ国家総動員トハ戦時(戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最 モ有効ニ発揮センムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第一六条11 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ属スル設備又ハ権利ノ譲渡其ノ他

第一六条1三 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同経営、譲渡、 分、出資、使用又へ移動ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得 ノ処

第一八条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ団体ニ対シ 当該事業ノ統制又ハ統制ノ為ニスル経営ヲ目的トスル団体又ハ会社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得 ハ休止又ハ法人ノ目的変更、合併若ハ解散ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

②前項ノ命令ニ依リ設立セラルル団体ハ法人トス

③第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ為サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ関シ必要ナル処分ヲ為スコ

4~6 略

第一八条ノ三 第十六条ノ二ノ規定ニ依ル設備若へ権利ノ譲渡若へ出資、第十六条ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ譲渡若へ法人ノ合併又 例ヲ設ケ又ハ租税ノ減免ヲ為スコトヲ得 ハ第十八条第一項若ハ第三項ノ規定ニ依リ設立セラレレ団体若ハ会社ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ課税標準ノ計算ニ関スル特

戦時緊急措置法(本誌五七一・五七二頁参照

①本法施行ノ期日へ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一三・五・五施行、昭和一三勅令三一五号)

自動車製造事業法(抄録)(昭和一一・五・二九法律三三号 改正昭一五法律五八号)

自動車製造会社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ第三条ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得ニ対スル法

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又へ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ヤルトキ 超過額ニ相当スル所得又へ純益ニ付テへ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ第三条ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ 人税及営業税ヲ免除ス

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 製造会社ニハ前条第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル営業税ノ附加税ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ課税スルコトヲ 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依り所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除セラレタル自動車

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一一・七・一一ヨリ施行 昭和一一勅令一六九号)

〔自動車製造事業法施行令〕

第二条ノニ 自動車製造事業法第六条第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ

③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ ②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

第二条/三 前条ノ場合ニ於テ自動車製造事業法第六条第一項ノ規定ニ依リ法人税及営業税ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業ト ヲ営ム法人ノ資本金額ハ総資産価額ニ対スル当該自動車製造事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ総資本金

第二条ノ四 ②額ニ乗ジ之ヲ計算ス 之ヲ計算ス 前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適当ナル方法ニ依リ 自動車製造事業法第六条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ

六一三

- 之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス
- ②前項ノ月数ハ暦ニ従ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス
- 第三条 自動車製造事業法第六条ノ規定ニ依リ法人税又ハ営業税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ法人税法第十八条又ハ営業税法第十五
- 条ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄税務署ニ申請スペシ
- ②前項ノ場合ニ於テ法人税及営業税ノ免除ヲ受クベキ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トヲ有スルトキハ之ヲ 区別シタル計算書ヲ添附スベシ
- ハ其ノ事業ニ付法人税及営業税ノ免除期間ノ残存スルトキニ限リ其ノ免除期間ヲ継承ス 自動車製造事業法第六条ノ規定ニ依リ法人税及営業税ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ継続シ又ハ其ノ継続ト認ムベキ事実アル者
- ②自動車製造会社タリシ者再ビ自動車製造事業法第三条ノ許可ヲ受ケタルトキハ同法第六条ノ規定ノ適用ニ付テハ前ノ免除期間ヲ
- 人造石油製造事業法(抄録)(昭和一二・八・一○法律五二号、一三・一・二五施行、昭和一三年勅令四○号)

(改正 昭和一五法律五九号、昭和一六法律七一号)

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又へ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ 超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ 人造石油製造会社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ十年間其ノ事業ニ付所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除ス

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

- 第七条 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除セラレタル人造石 油製造会社ニハ前条第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル営業税ノ附加税ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ賦課スルコト ヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- に旅行会に
- 第三条ノニ 人造石油製造事業法第六条第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以

テ之ヲ計算ス

- ②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ
- ③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ
- 第三条ノ三 前条ノ場合ニ於テ人造石油製造事業法第六条第一項ノ規定ニ依リ法人税及営業税ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業 トヲ営ム法人ノ資本金額ハ総資産価額ニ対スル当該人造石油製造事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ総資
- ②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適当ナル方法ニ依リ

本金額ニ乗ジ之ヲ計算ス

第三条ノ四 人造石油製造事業法第六条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月数ヲ資本金額ニ乗 ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ月数ハ暦ニ従ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第四条 十五条ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄税務署ニ申請スベシ 人造石油製造事業法第六条ノ規定ニ依リ法人税又ハ営業税ノ免除ヲ受ケントスル会社ハ法人税法第十八条又ハ営業税法第

③前項ノ場合ニ於テ法人税及営業税ノ免除ヲ受クベキ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トヲ有スルトキハ之ヲ 区別シタル計算書ヲ添附スベシ

製鉄事業法(抄録)(昭和一二・八・一三法律六八号、改正昭和一五法律五八号)

製鉄事業ヲ営マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル製鉄事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

②本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前条ノ許可ヲ受ケタル者(製鉄事業者)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

②政府ハ正当ノ事由アリト認ムル場合ニ限リ前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得 ③製鉄事業者前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ前条ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ

- 製鉄事業者其ノ設備ヲ増設シ又ハ変更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ
- 鉄事業へ土地収用法第二条ノ土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス 一ノ場所ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ一年十万屯以上ノ製銃能力及一年十万屯以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ営ム製
- 完成ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間其ノ設備ヲ以テ営ム製鉄事業ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除ス 第三条ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ前条ニ規定スル設備ヲ新設シタル製鉄事業者ニ
- ②前項ノ製鉄事業者其ノ設備完成前其ノ設備ノ一部ヲ以テ製鉄事業ヲ営ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人 税及営業税ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- ③前二項ノ製鉄事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ法人ニ在リテハ各事業年度、個人ニ在リテハ各年ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割
- 条、法人税法第十二条又ハ営業税法第十二条ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ 合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セズ但シ所得税法第五
- ②前項ノ資本金額ノ計算方法へ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 第八条 第六条ノ規定ニ該当セザル設備ヲ有スル製鉄事業者其ノ設備ニ付第五条ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ 指定スル期間内ニ第六条ノ規定ニ該当スルニ至ルベキ設備ヲ増設シタルトキハ其ノ増設シタル設備ヲ以テ営ム製鉄事業ニ付前条 ノ規定ヲ準用ス
- ②第六条ニ規定スル設備ヲ以テ営ム製鉄事業者第五条ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ其 ニ於テ製銑又ハ製鋼ノ設備ヲ増設シタルトキ亦前項ニ同ジ 第三条ノ許可又ハ第五条ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年五千二百
- ②第三条ノ許可又ハ第五条ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニーノ場所ニ於テ一年二千五百屯以上 ノ製銃能力又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シ又ハ増設シタル低燐銑鉄製造事業者、坩堝製鋼事業者及電気製鉄事業者ニ付亦前

五十屯以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シ又ハ増設シタル鍛鋼品又ハ鋳鋼品ノ製造事業者ニハ第七条ノ規定ヲ準用ス

第十条『第三条ノ許可又ハ第五条ノ増設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ砂鉄又ハ命令ヲ以テ定ムル鉄

ノ製錬ヲ目的トスル特殊ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シタル製鉄事業者ニハ其ノ設備ヲ以テ営ム製鉄事業ニ付第七条ノ規定ヲ準用

第十一条 間命令ノ定ムル所ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除ス 砂鉄又ハ前条ノ鉄鉱ヲ配合シテ製銑ヲ為ス製鉄事業者ニハ配合ノ割合ニ応ジ其ノ製鉄事業ニ付本法施行ノ日ヨリ十五年

②第七条第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ製鉄事業ニ付之ヲ準用ス

第十二条 可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ リ賦課セラレタル営業税ノ附加税ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ課税スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認 ル法人税及営業税ヲ免除セラレタル製鉄事業者ニハ第七条第三項(第十条及前条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ本法ニ依り(第七条第三項但書ノ場合ヲ含ム)所得税又ハ所得ニ対ス

②前項ノ規定へ前条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除セラレタル事業ニハ之ヲ適用セズ但シ其ノ事業ガ 第七条乃至第九条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキモノナルトキハ此ノ限ニ在

第十三条 対スル法人税及営業税免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承継ス 製鉄事業ヲ継続スル者又ハ其ノ事業ヲ継続スルモノト認ムベキ事実アル者ハ前製鉄事業者ガ本法ニ依ル所得税又ハ所得

ß

第三十七条 第三十六条 製鉄業奨励法ハ之ヲ廃止ス 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一二・九・二二ョリ施行、昭和一〇勅令五〇六号)

第三十八条 本法施行ノ際現ニ第三条ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ製鉄事業ヲ営ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之

ヲ同条ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス 、日ヨリ之ヲ第五条ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス 前条ノ製鉄事業者ニシテ本法施行ノ際現ニ設備ノ増設又ハ変更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行

本法施行ノ際現ニ製鉄業奨励法ニ依リ所得税、営業収益税及地方税ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鉄事業ニ付テハ仍

六一七

従前ノ例ニ依リ所得税、営業収益税及地方税ヲ免除ス

②本法施行ノ際現ニ製鉄業奨励法第二条乃至第四条ノ規定ニ依ル認可ヲ申請中ノ者ニ対スル所得税、営業収益税及地方税ノ免除ニ 関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

③前二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者第十一条ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場合ニ於テハ第十二条ノ規定ニ拘ヲズ前二項ノ規定ニ 依り地方税ノ免除ヲ受ク

④第一項ノ製鉄事業ヲ営ム者及前二項ニ規定スル者ニ対スル昭和十五度分以降ノ地方税ノ免除ニ関シテハ前三項ノ規定ニ拘ラズ第 十二条ノ例ニ依ル

第四十三条 本法施行ノ際現ニ第十条ニ規定スル設備ヲ以テ製鉄事業ヲ営ム者及同条ニ規定スル設備ノ新設又ハ増設ノ工事中ニ在 ル者ニハ本法施行ノ日ヨリ十五年間命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ設備ヲ以テ営ム製鉄事業ニ付所得税及営業収益税ヲ免除ス

第四十三条ノニ。昭十和五年四月一日以降ニ於テハ前二条中所得税トアルハ所得税又ハ所得ニ対スル法人税トシ営業収益税トアル ハ営業税トス

②第七条第三項及第四項ノ規定へ前条ニ規定スル者ニ対シ所得税又へ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除スペキ場合ニ付之ヲ準用

[施行令]

第一条 製鉄事業法第三条ノ許可ハ製鉄工場毎ニ左ノ事業別ニ之ヲ為スモノトス

銑鉄、鋼鉄又ハ鋼材ノ製造事業

鍛鋼品又ハ鋳鋼品ノ製造事業

電気製鉄事業

坩鍋製鋼事業

燐ノ標準含有量一万分ノ三以下ノ銑鉄ノ製造事業

砂鉄又ハ命令ヲ以テ定ムル鉄鉱ノ製錬ヲ目的トスル特殊ノ設備ヲ以テ営ム製鉄事業

製鉄事業法第九条第二項ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ低燐銑鉄製造

事業ハ第一条第五号ノ銑鉄ノ製造事業ニ限ル

テハ三年以内、二十万屯未満ノ場合ニ在リテハ五年以内、二十万屯以上ノ場合ニ在リテハ七年以内ニ於テ商工大臣之ヲ定ム 製鉄事業法第七条乃至第十条ノ期間ハ製鉄能力一年三万五千屯未満ノ場合ニ在リテハ二年以内、十万屯未満ノ場合ニ在リ

②前項ノ期間ハ商工大臣災害其ノ他己ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ三年ヲ限リ之ヲ延長スルコトヲ得 製鉄事業法第七条第三項ノ法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込ミタル株金額又ハ出資金額及積立金額ノ月

②前項ニ於テ積立金額ト称スルハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ 前条ノ場合ニ於テ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税ノ免除ヲ受クル製鉄事業ト其ノ他ノ事業トヲ営ム法人ノ資本金

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適当ナル方法ニ依リ 之ヲ計算ス 額ハ総資産金額ニ対スル当該製鉄事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ総資本金額ニ乗ジ之ヲ計算ス

製鉄事業法第七条第三項ノ個人ノ各年ノ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル固定資本及運転資本ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算

②前項ノ固定資本ハ直接ニ製鉄事業ノ用ニ供スル土地、家屋其ノ他ノ工作物、船舶、機械、器具等ノ価額ニ依リ之ヲ計算ス

③前条ノ規定ハ個人ノ資本金額ノ計算ニ之ヲ準用ス

リテハ其ノ年ノ営業ノ期間ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス 製鉄事業法第七条第三項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額へ法人ニ在リテハ当該事業年度ノ月数、

②前項ノ月数ハ暦ニ従ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

ョリ生ズル所得又へ純益ニ法人ニ在リテハ当該事業年度、個人ニ在リテハ其ノ年ニ於テ配合シタル砂鉄又ハ製鉄事業法第十条ノ 製鉄事業法第十一条ノ規定ニ依り所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税ノ免除ヲ受クル所得又ハ純益ハ其ノ製鉄事業

鉄鉱ノ重量ノ割合ヲ乗ジテ得タル金額ニ相当スル金額トス

告スルトキ製鉄事業法第七条又ハ第十一条ノ規定ニ依リ計算シタル免除ヲ受クル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ旨所轄税 務署ニ申請スベシ 所得税又ハ法人税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ所得税法第三十四条又ハ法人税法第十八条ノ規定ニ依リ所得又ハ資本ヲ申

②前項ノ場合ニ於テ所得税ノ免除ヲ受クル製鉄事業ヨリ生ズル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ之ヲ区別シタル計算書ヲ添附 スベシ

第十四条 条又ハ第十一条ノ規定ニ依リ計算シタル免除ヲ受クル純益及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ旨所轄税務署ニ申請スベシ 営業税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ営業税法第十五条又ハ第十六条ノ規定ニ依リ純益金額ヲ申告スルトキ製鉄事業法第七

②前項ノ場合ニ於テ営業税ノ免除ヲ受クル製鉄事業ヨリ生ズル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ之ヲ区別シタル計算書ヲ添附

第二十三条 商工大臣必要アリト認ムルトキハ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税ノ免除ヲ受ケントスル者ニ対シ製鉄事業ニ 関スル書類又ハ製鉄原料若ハ製品ノ試料ノ提出ヲ命ジ又ハ当該官吏ヲシテ製鉄事業ニ関スル設備、帳簿其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為 サシムルコトヲ得(以下略)

第二十四条 収税官吏必要アリト認ムルトキハ前条第一項ノ検査ヲ為スコトヲ得

〔施行規則〕

第五条 製鉄事業法第十条及同法施行令第一条第六号ノ鉄鉱ハ左ニ掲グルモノトス 鉄ノ標準含有量百分ノ四十五以下ノ鉄鉱及之ヲ選鉱シタルモノ

硫化鉄鉱滓(紫鉱ヲ含ム)及砂鉄滓

クロムノ標準含有量百分ノ一以上ノ鉄鉱

砂鉄又ハ前各号ノ鉄鉱ヲ焼結シタルモノ

第六条 製鉄事業法第十一条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鉄事業ハ製銑ニ 付砂鉄又ハ前条ノ鉄鉱ヲ重量百分ノ十以上ノ割合ヲ以テ配合スルモノニ限ル

前条ノ製銑ヲ為サントスル製鉄事業者ハ予メ法人ニ在リテハ事業年度毎ニ、個人ニ在リテハ年毎ニ砂鉄又ハ第五条ノ鉄鉱

ノ配合ニ関シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル事業計画書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一設備ノ概要

二 配合重量及配合ノ割合

三 銑鉄及鋼材ノ製造方法

五一砂鉄又ハ第五条ノ鉄鉱ノ取得方法

工作機械製造事業法(抄録) (昭和一六法律七○号、改正昭和一五法律五八号)

付所得税又へ所得ニ対スル法人税又へ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除ス 新設シ又ハ増設シタルトキハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ営ム工作機械製造事業ニ 工作機械製造事業者政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ法人ニ在リテハ各事業年度、個人ニ在リテハ各年ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以 テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ翌

年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ営ム工作機械製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

④第一項ノ工作機械製造事業者其ノ設備完成前其ノ一部ヲ以テ工作機械製造事業ヲ営ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得税又ハ所得 ニ対スル法人税及営業税ヲ免除ス但シ第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得税又へ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除セラレ タル工作機械製造事業者ニハ前条第二項ノ規定ニ依り賦課セラレタル営業税ノ附加税ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ

課税スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九条 第七条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ継続スル者又ハ其ノ事業ヲ継続スル

モノト認ムベキ事実アル者へ前事業者が第七条ノ規定ニ依ル所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税免除期間内ニ在ルトキハ其

ノ期間ヲ承継ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一三勅令四九九号、昭和一三・七・一一ヨリ施行)

附 則(昭和一六法律七〇号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一六勅令九八八号、昭和一六・一一・二〇ヨリ施行)

〔施行令

第七条11. 工作機械製造事業法第七条第二項ノ法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込ミタル株金額又ハ出資金額及 第七条 工作機械製造事業法第七号第一項ノ規模ハ其ノ設備ノ価額(土地ノ価額ヲ除ク)百五十万円ニ該当スルモノトス

②竹真:今ヶ簀とよく、퉃と全まり也名義ノ可メレヲ引へぐた。 法人税及臨時利積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ハ之ヲ算入セズ

第七条ノ三 前条ノ場合ニ於テ工作機械製造事業法第七条第一項ノ規定ニ依リ法人税及営業税ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業 トヲ営ム法人ノ資本金額ハ総資産価額ニ対スル当該工作機械製造事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ総資 本金額ニ乗ジ之ヲ計算ス

第七条ノ四 工作機械製造事業法第七条第二項ノ個人ノ各年ノ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル固定資本及運転資本ノ月割平均ヲ ②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適当ナル方法ニ依リ 之ヲ計算ス

②前項ノ固定資本ハ直接ニ工作機械製造事業ノ用ニ供スル土地、家屋其ノ他ノ工作物、 機械、 器具等ノ価額ニ依リ之ヲ計算ス

以テ之ヲ計算ス

③前条ノ規定ハ個人ノ資本金額ノ計算ニ之ヲ準用ス

第七条丿五 工作機械製造事業法第七条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ法人ニ在リテハ当該事業 年 度 ノ 月

②前項ノ月数ハ暦ニ従ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス 個人ニ在リテハ其ノ年ノ営業ノ期間ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス

十八条ノ規定ニ依リ所得又ハ資本ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄税務署ニ申請スベシ 工作機械製造事業法第七条ノ規定ニ依リ所得税又ハ法人税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ所得税法第三十四条又ハ法人税法第

②前項ノ場合ニ於テ所得税又ハ法人税ノ免除ヲ受クル事業ヨリ生ズル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ之ヲ区別シタル計算書 ヲ添附スベシ

第八条ノニ 工作機械製造事業法第七条ノ規定ニ依リ営業税ノ免除ヲ愛ケントスル者ハ営業税法第十五条又ハ第十六条ノ規定ニ依

リ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄税務署ニ申請スベシ

②前項ノ場合ニ於テ営業税ノ免除ヲ受クル事業ヨリ生ズル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ之ヲ区別シタル計算書ヲ添附スベ

第九条 リ生ズル利益金額ヲ左ノ各級ニ区分シ逓次ニ各率ヲ適用シテ之ヲ算出シタル金額以上トス 工作機械製造事業法第十条第一項ノ規定ニ依リ償却ヲ為スベキ金額ハ毎営業年度当該設備ヲ以テ営ム工作機械製造事業ヨ 工作機械製造事業法第十条第一項ノ規模ハ其ノ設備ノ価額(土地ノ価額ヲ除ク)五百万円ニ該当スルモノトス

同百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 同百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 払込ミタル株金額ニ対シ年百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額以下ノ金額

②前項ノ場合ニ於テ当該設備ニ対スル償却額ハ利益金額計算上之ヲ支出ニ算入セズ 同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 同百分ノ二十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

> 百分ノ八十 百分ノ七十 百分ノ六十 百分ノ四十 百分ノ三十 百分ノ十五

同百分ノ十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

シ逓次ニ各率ヲ適用シテ算出シタル金額ニ当該設備ノ価額ニ対シ年百分ノ四ニ相当スル金額ヲ加算シタルモノトス 工作機械製造事業法第十条第二項ノ金額ハ当該設備ヲ以テ営ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ヲ左ノ各級ニ区分

同百分ノ十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 同百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 同百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 払込ミタル株金額ニ対シ年百分ノ六ノ割合ヲ以テ算出シタル金額以下ノ金額 同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額 百分ノ八十五 百分ノ四十 百分ノ七十 百分ノ二十 百分ノ六十

②前項ノ場合ニ於テ当該設備ニ対スル償却額ハ利益金額計算上之ヲ支出ニ算入セズ 同百分ノ二十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

第十三条 前条ノ場合ニ於テ当該設備ヲ以テ営ム工作機械製造事業ト其ノ他ノ事業トヲ営ム工作機械製造事業者タル株式会社ノ払 第十二条 前二条ノ払込ミタル株金額ハ当該営業年度ニ於ケル各月末ノ払込ミタル株金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金ノ割合又ハ利益金額ノ割合其ノ他適当ナル方法ニ依リ之ヲ 込ミタル株金総額ニ乗ジ之ヲ計算ス

込ミタル株金額ハ総資産価額ニ対スル当該設備ヲ以テ営ム工作機械製造事業ヨリ生ズル利益金額ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ払

第三十二条 工作機械製造事業法第二十一条ノ十四ノ規定ニ依リ工作機械製造事業者ニ対シ其ノ事業ニ属スル設備ノ償却ヲ為スベ キコトヲ命ズルコトヲ得ルハ償却済額ガ当該設備ノ価額ノ六割ニ達スル迄トス

第六条 工作機械製造事業法第七条第一項ノ認可ハ同法第三条又ハ第六条ノ許可申請ト同時ニ商工大臣ニ之ヲ申請スベシ 前条ノ規定ハ工作機械製造事業法第十条第一項ノ認可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

航空機製造事業法(抄録)(昭和一三・三・三〇法律四一号、改正昭和一五法律五八号)

第九条 人税及営業税ヲ免除ス 航空機製造会社ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第二条ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ事業ニ付所得ニ対スル法

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又へ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキ 超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ第二条ノ許可ヲ受ケタル年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

製造会社ニハ前条第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル営業税ノ附加税ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ課税スルコトヲ 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除セラレタル航空機

得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ愛ケタル場合へ此ノ限ニ在ラズ

附即

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一三勅令六〇五号ニヨリ、昭和一三・八・三〇ヨリ施行)

第二条ノ二 航空機製造事業法第九条第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ (施行令

②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ 之ヲ計算ス

③法人税及臨時利得税トシテ納付スペキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第二条/|| 前条ノ場合ニ於テ航空機製造事業法第九条第一項ノ規定ニ依リ法人税及営業税ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業ト 額ニ乗ジ之ヲ計算ス ヲ営ム法人ノ資本金額ハ総資産価額ニ対スル当該航空機製造事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ総資本金

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適当テル方法ニ依リ 之ヲ計算ス

第二条ノ四 航空機製造事業法第九条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ 之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ月数へ暦ニ従ヒ計算シ一月未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

②前項ノ場合ニ於テ法人税及営業税ノ免除ヲ受クベキ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トヲ有スルトキハ之ヲ 五条ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨ヲ所轄税務署ニ申請スベシ 航空機製造事業法第九条ノ規定ニ依リ法人税又ハ営業税ノ免除ヲ受ケントスル会社ハ法人税法第十八条又ハ営業税法第十

区別シタル計算書ヲ添附スベシ

実アル会社ハ其ノ事業ニ付法人税及営業税ノ免除期間ノ残存スルトキニ限リ其ノ免除期間ヲ継承ス 航空機製造事業法第九条ノ規定ニ依リ法人税及営業税ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ継続シタル又ハ其ノ継続アリト認ムベキ事

軽金属製造事業法(抄録) (昭和一四・五・一法律八八号、改正昭和一五法律五八号、昭和二〇法律一六号)

ニ対スル法人税及営業税ヲ免除ス シ又ハ増設シタルトキハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ営ム軽金属製造事業ニ付所得 軽金属製造会社政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後十年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ヲ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ 超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設シタ ル設備ヲ以テ営ム軽金属製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

④第一項ノ軽金属製造会社其ノ設備完成前其ノ一部ヲ以テ軽金属製造事業ヲ営ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得ニ対スル法人稅及 営業税ヲ免除ス但シ第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 製造会社ニハ前条第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル営業税ノ附加税ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ課税スルコトヲ 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除セラレタル軽金属

第七条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及営業税ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ継続スル者又ハ其ノ事業ヲ継続スルモノト認ム

キ事実アル者へ前事業者ガ第七条ノ規定ニ依ル所得ニ対スル法人税及営業税免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承継ス

付 101

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一四・九・二〇ヨリ施行、昭和一四勅令六四九号)

「施行令」

第三条 軽金属製造事業法第七条第一項ノ規模ハ左ニ掲グルモノトス

- アルミナヲ原料トスルアルミニウムノ製造ニ関シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年三千屯ニ該当スルモノ
- アルミニウム製造用アルミナノ製造ニ関シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年六千屯ニ該当スルモノ
- マグネシウムノ製造ニ関シテハ一ノ工場ニ於テ其ノ設備ノ製造能力一年六百屯ニ該当スルモノ

第三条ノ二 軽金属製造事業法第七条第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ

②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ 之ヲ計算ス

③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第三条ノニ 前条ノ場合ニ於テ軽金属製造事業法第七条第一項ノ規定ニ依リ法人税及営業税ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業ト 額ニ乗ジ之ヲ計算ス ヲ営ム法人ノ資本金額ハ総資産価額ニ対スル当該軽金属製造事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ総資本金

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適当テル方法ニ依リ 之ヲ計算ス

第三条丿四 軽金属製造事業法第七条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ 之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ月数ハ暦ニ従ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス 軽金属製造事業法七条ノ規定ニ依リ法人税又ハ営業税ノ免除ヲ受ケントスル会社ハ法人税法第十八条又ハ営業税法第十五

条ノ規定ニ依リ所得又ハ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄税務署ニ申請スベシ

六二七

②前項ノ場合ニ於テ法人税及営業税ノ免除ヲ受クル事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トヲ有スルトキハ之ヲ区

有機合成事業法(抄録)(昭和一五・四・法律九六号)

別シタル計算書ヲ添附スベシ

第七条 - 勅令ヲ以テ指定スル有機合成事業(指定有機合成事業)ヲ営ム有機合成事業会社政府ノ認可ヲ受ケ勅令ヲ以テ定ムル期間 内ニ於テ政府ノ指定スル時期迄ニ勅令ヲ以テ定ムル設備ヲ新設シ又ハ増設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備完成ノ年及其 ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ営ム指定有機合成事業ニ付所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ 超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ新設シ又ハ増設シタ

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムル設備ヲ以テ営ム指定有機合成事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

④第一項ノ有機合成事業会社其ノ設備ノ完成前其ノ一部ヲ以テ指定有機合成事業ヲ営ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得ニ対スル法 人税及営業税ヲ免除ス但シ同項ノ規定ニ依リ政府ノ指定シタル時期迄ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八条: 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除セラレタル有機合 成事業会社ニハ同条第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル営業税ノ附加税ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対シ課税スルコト

第九条 第七条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及営業税ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ継続スル者又ハ其ノ事業ヲ継続スルモノト認ム

ヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

ベキ事実アル者ハ前事業者ガ同条ノ規定ニ依ル所得ニ対スル法人税及営業税免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承継ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一六勅令二三号ニヨリ、昭和一六・一・一〇ヨリ施行)

- 有機合成事業法第七条第一項ノ有機合成事業ハトルオール又ハブチルアルコールノ製造事業トス
- 第七条 有機合成事業法第七条第一項ノ期間へ昭和十六年一月十日ヨリ五年間トス
- コールニ付テハ一年五百屯以上ノモノトス 有機合成事業法第七条第一項ノ設備ハーノ工場ニ於ケル製造能力トルオールニ付テハ一年三百屯以上ノモノ、ブチルアル
- 有機合成事業法第七条第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計
- ②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ
- ③法人税及臨時利得税トシテ納付スペキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ
- 第十条 前条ノ場合ニ於テ有機合成事業法第七条第一項ノ規定ニ依リ法人税及営業税ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他ノ事業トヲ営ム 之ヲ計算ス 法人ノ資本金額ハ総資産価額ニ対スル当該有機合成事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ総資本金額ニ乗ジ
- ②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適当ナル方法ニ依リ
- 第十一条 有機合成事業法第七条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ 十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス
- 第十二条 有機合成事業法第七条ノ規定ニ依リ法人税又ハ営業税ノ免除ヲ受ケントスル会社ハ法人税法第十八条又ハ営業税法第十 ②前項ノ月数ハ暦ニ従ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス 五条ノ規定ニ依り所得又ハ純益、金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄税務署ニ申請スペシ
- ②前項ノ場合ニ於テ法人税及営業税ノ免除ヲ受ケル事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ト其ノ他ノ所得又ハ純益トヲ有スルトハ之ヲ区別 シタル計算書ヲ添附スベシ

重要機械製造事業法(抄録)(昭和一六・五・三法律八六号)

完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ営ム指定重要機械製造事業ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法 五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ増設シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備 人税及営業税ヲ免除ス 勅令ヲ以テ指定スル重要機械製造事業 (指定重要機械製造事業)ヲ営ム重要機械製造事業者政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後

②前項ノ事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ法人ニ在リテハ各事業年度、個人ニ在リテハ各年ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以 年ョリ三年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ営ム指定重要機械製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ テ算出シタル金額ヲ超エルトキハ其ノ超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ設備完成ノ年及其ノ翌

④第一項ノ重要機械製造事業者其ノ設備完成前ノ一部ヲ以テ指定重要機械製造事業ヲ営ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得税又ハ所 得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除ス但シ同項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

レタル重要機械製造事業者ニハ同条第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル営業税ノ附加税ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ対 シ課税スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 北海道、府県及ビ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除セラ

第六条 第四条ノ規定ニ依リ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ継続スル者又ハ其ノ事業ヲ継続スル 期間ヲ承継ス モノト認ムベキ事実アル者ハ前事業者ガ同条ノ規定ニ依ル所得税又ハ所得ニ対スル法人税及営業税免除期間内ニ在ルトキハ其ノ

則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一六勅令一二五二号ニヨリ、昭和一七・一・六ヨリ施行)

②本法施行ノ際現ニ第二条ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキ重要機械製造事業ヲ営ム者又ハ其ノ事業ヲ承継シタル者ハ命令ノ定ムル所 ニヨリ勅令ヲ以テ定ムル期間ヲ限リ同条ノ規定ニ拘ラズ本法公布ノ日以前ニ於テ営メル事業ノ範囲(本法施行ノ際現ニ建設工事

③第二条ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ重要機械製造事業ヲ営ム為本法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者又ハ其ノ設備ヲ 中ノ設備アル事業ニ付テハ当該設備ニ係ル事業ノ範囲ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム)内ニ於テ其ノ事業ヲ営ムコトヲ得

承継シタル者へ命令ノ定ムル所ニ依り前項ノ勅令ヲ以テ定ムル期間ヲ限リ同条ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ定ムル範囲内ニ於テ其 ノ事業ヲ営ムコトヲ得

④前二項ノ規定ニ依リ重要機械製造事業ヲ営ム者ハ第二条ノ許可ヲ受クル迄之ヲ同条第一項但書ノ規定ニ該当スル重要機械製造事

業ヲ営ム者ト看做ス

第五条 重要機械製造事業法第四条第一項ノ重要機械製造事業ハ左ニ掲グル重要機械ノ製造事業トス

一燃料噴射装置

一 セレン整流器又ハ接触整流器

熔接式反応筒、連続式ガス発生炉、自動式射出成型機、高速薄膜穿孔機又ハ水素分離機

圧出水圧プレス、鍛造水圧プレス、分塊圧延機、大中型連続鋼片圧延機、中小型連続鋼片圧延機、 ブリキ板連続圧延機、

鉄用鍛鋳鋼ロール又ハ製鉄用グレンロール

精密測定機器、精密光学機器(写真機ヲ除ク)又ハ精密光学計器

七 精密軸受、スフェリカルコロ軸受又ハ特径鋼球

ブ 紛言機

て、大型型で設定すると、青色型で設定する。

八 大型型打鍛工品又 ハ精密型打鍛工品

重要機械製造事業法第四条第一項ノ規模ハ左ニ掲グルモノトス

鋳鋼ロール、製鉄用グレンロール、精密軸受、スフエリカルコロ軸受、大型型打鍛工品又へ精密型打鍛鋼品ノ製造事業ニ在リ 燃料噴射装置、接触整流器、分塊圧延機、大中型連続鋼片圧延機、中小型連続鋼片圧延機、ブリキ板連続圧延機、 製鉄用鍛

セレン整流器、圧出水圧プレス、鍛造水圧プレス、精密測定機器、精密光学機器(写真機ヲ除ク)、精密光学計器、 統計機

テハ一ノ工場ニ於ケル其ノ設備ノ価額(土地ノ価額ヲ除ク)百万円ニ該当スルモノ

又ハ特径鋼球ノ製造事業ニ在リテハ一ノ工場ニ於ケル其ノ設備ノ価額(土地ノ価額ヲ除ク)五十万円ニ該当スルモノ

熔接式反応筒、連続式ガス発生炉、自動式射出成型機又ハ水素分離機ノ製造事業ニ在リテハ一ノ工場ニ於ケル其ノ設備ノ価 (土地ノ価額ヲ除ク)三十五万円ニ該当スルモノ

高速薄膜穿孔機ノ製造事業ニ在リテハ一ノ工場ニ於ケル其ノ設備ノ価額(土地ノ価額ヲ除ク)二十五万円ニ該当スルモ 重要機械製造事業法第四条第二項ノ法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込ミタル株金額又ハ出資金額及積立

③法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニ之ヲ算入セズ ②前項ニ於テ積立金額トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ 金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

第八条 前条ノ場合ニ於テ重要機械製造事業法第四条第一項ノ規定ニ依リ法人税及営業税ノ免除ヲ受クル事業ト其ノ他 営ム法人ノ資本金額ハ総資産価額ニ対スル当該指定重要機械製造事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ノ基本タル資産価額ノ割合ヲ総資 本金額ニ乗ジ之ヲ計算ス

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金ノ割合又ハ所得若ハ純益ノ割合其ノ他適当ナル方法ニ依リ 之ヲ計算ス 之ヲ計算ス 重要機械製造事業法第四条第二項ノ個人ノ各年ノ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル固定資本及運転資本ノ月割平均ヲ以テ

③前条ノ規定ハ個人ノ資本金額ノ計算ニ之ヲ準用ス ②前項ノ固定資本ハ直接ニ指定重要機械製造事業ノ用ニ供スル土地、家屋其ノ他ノ工作物、機械、器具等ノ価額ニ依リ之ヲ計算ス

ニ在リテハ其ノ年ノ営業ノ期間ノ月数ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス 重要機械製造事業法第四条第二項ノ資本金額ニ対スル百分ノ十ノ割合ノ金額ハ法人ニ在リテハ当該事業年度ノ月数、

第十一条 重要機械製造事業法第四条第一項ノ規定ニ依リ所得税又ハ法人税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ所得税法第三十四条又ハ法 入税法第十八条ノ規定ニ依リ所得又ハ資本ヲ申告スルトキ其所轄税務署ニ申請スベシ

②前項ノ月数ハ暦ニ従ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

②前項ノ場合ニ於テ所得税又ハ法人税ノ免除ヲ受クル事業ヨリ生ズル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ之ヲ区別シタル計算書

第十二条 重要機械製造事業法第四条第一項ノ規定ニ依リ営業税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ営業税法第十五条又ハ第十六条ノ規定 ヲ添附スベシ

②前項ノ場合ニ於テ営業税ノ免除ヲ受クル事業ヨリ生ズル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ之ヲ区別シタル計算書ヲ添附スベ ニ依リ純益金額ヲ申告スルトキ其ノ旨所轄税務署ニ申請スベシ

3

重要機械製造事業法附則第二項ノ期間ハ同法施行ノ日ヨリ五年間トス

大日本航空株式会社法(抄錄) 大日本航空株式会社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間其ノ事業ニ付所得ニ対スル法人税及 (昭和一四・四・一二法律八四号、改正昭和一五法律五八号)

②大日本航空株式会社ノ所得又ハ純益ガ各事業年度ノ資本金額ニ対シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ 超過額ニ相当スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ

営業税ヲ免除ス

③前項ノ資本金額ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム ④第十二条ノ規定ニ依ル投資又ハ融資ヨリ生ズル大日本航空株式会社ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ第一項ニ規定スル法人税及営業

間大日本航空株式会社ニハ前条第二項ノ規定ニ依り賦課セラレタル営業税ノ附加税ヲ除クノ外其ノ事業ニ対シ地方税ヲ課スルコ 税ノ免除期間内ニ生ジタルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ分類所得税ヲ課セズ トヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ 北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前条ノ規定ニ依リ所得ニ対スル法人税及営業税ヲ免除セラレタル期

朝鮮、 台湾、関東州、樺太及南洋群島ニ於ケル大日本航空株式会社ニ対スル課税ニ関シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七条 本法施行ノ期日へ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一四勅令三〇八号ニョリ、昭和一四・五・一一ヨリ施行)

第四条 朝鮮、台湾、関東州、樺太及南洋群島ニ於テハ大日本航空株式会社ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ大日本航空株式会社法施行 ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間其ノ事業ニ付各当該地ノ法令ニ依ル所得税、営業収益税及営業税ヲ免除ス

第五条 朝鮮ニ於ケル道、府邑面、台湾ニ於ケル州庁、市街庄、関東州ニ於ケル地方費、市会、樺太ニ於ケル市町村及南洋群島 於ケル地方費ハ前条ノ規定ニ依リ所得税、営業収益税及営業税ヲ免除セラレタル期間大日本航空株式会社ノ事業ニ対シテハ地方 税ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾ニ在リテハ台湾総督、関東州ニ在リテハ満州国駐剳 特命全権大使、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一条。大日本航空株式会社法第三十条第二項ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル払込株式金額及積立金額ノ月割平均ヲ以 テ之ヲ計算ス

③法人税及臨時利得税トシテ納付スペキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ ②前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ大日本航空株式会社ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

第二条)大日本航空株式会社法第三十条第二項ノ資本金額ニ対スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ当該事業年度ノ月数ヲ資本金額ニ乗 ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乗ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ月数ハ暦ニ従ヒ之ヲ計算シ一月未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月トス

法第三十条第四項ノ規定ニ依リ分類所得税ヲ課セザルモノハ同項ノ規定ニ該当スルモノナルコトヲ証スル主務官庁ノ証明書ヲ当 該配当利子所得ノ支払確定前所轄税務署長ヲ経由シ其ノ支払者ニ届出タルモノニ限ル 大日本航空株式会社法第十二条ノ規定ニ依ル投資又ハ融資ヨリ生ズル大日本航空株式会社ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ同

第四条 大日本航空株式会社大日本航空株式会社法第三十条ノ規定ニ依リ法人税又ハ営業税ノ免除ヲ受ケントスルトキハ法人税法 第十八条又ハ営業税法第十五条ノ規定ニ依ル所得及資本又ハ純益金額ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄税務署ニ申請スベシ

(二) 民生産業の基幹法の改

民生関係法令のもののうち、差し当って改革を要するものとして、農業団体法と、蚕事業法があげられた。 政府は、軍需産業的色彩の濃い関係法令の扱いについては、すでにのべたようにそれぞれ廃止するわけであるが、

まず、農業団体法の改正に関し、松村謙三国務大臣は、一二月七日衆議院で、その提案理由を次のよう に

説

明し

た

○只今議題トナリマシタ農業団体法中改正法律案……ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス。

ツタノデゴザイマシテ、是ガ為ニ農業団体ハ漸次其ノ本来ノ自主性ヲ喪失シ、 織機構ニ付キマシテハ多分ニ国家機関的ノ性格ヲ付与シ、其ノ事業運営ニ関シテモ多分ニ官庁的ノ色彩ガ濃厚ニナ デゴザイマス。 養蚕業組合、茶業組合ノ各系統団体ハ、新タニー元的ナ系統農業会ノ組織ニ統合整備セラレ、爾来今日ニ及ンダノ 編成致ス目的ヲ以テ、昭和一八年制定セラレタモノデアリマスガ、此ノ法律ニ依ツテ農会、産業組合、 ミ、是ガ統合ニ関ス与論ニ即応致シマシテ、其ノ機構ヲ全農業者ヲ打ツテ一丸トシタ単一且ツ綜合性アル機構ニ再 ムルコトヲ目的ト致スモノデゴザイマス。御承知ノ通リ現行農業団体法へ、従来農村ニ於ケル諸団体分立ノ弊ニ鑑 図リ、系統農業団体ノ活発ナル自主的活動ヲ促進致シ、以テ農業者ノ利益増進ト、国民食糧ノ確保ニ遺憾ナカラシ 先ズ農業団体法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス。本法律案ハ時局ノ要請ニ鑑ミマシテ、 却テ其ノ活動ニ困難ヲ来スト云フ状態ヲサヘ招来スルニ至ツタノデゴザイマス、仍テ終戦後ノ事態ニ即応致シ 併ミナガラ当時国民経済ノ戦時的編成替ニ於テ、一般的ニ採用セラレタ方法ニ則リマシテ、其ノ組 動モスレバ会員タル農民 農業団体ノ民主主義化ヲ 畜産組合、 IJ

活動ニ俟タネバナラヌ所極メテ大ナルモノガアルコトハ申スマデモナイコトデゴザイマシテ、 理由ノ概要デゴザイマスガ、 ル次第デゴザイマス。何卒御審議ノ上速カニ御協賛アランコトヲ御願イ致シマス。 シマシテモ今回ノ改正ヲ機トシテ、更始一新以テ今後ニ於ケル農業団体……ノ積極的ナル活動ヲ深ク期待致シテ居 自治的整備発達ト、 滅乃至廃止等ヲ行イ、以テ真ニ名実共ニ農民ノ為ノ団体ト致シマシテ、其自主的ナル活動ヲ容易ナラシメ、農業ノ 員ノ公選主義ニ改ムルコト、会長中心ノ業務運営方法ヲ改ムルコト、及ビ団体ニ対スル煩瑣ナル行政官庁権限ノ縮 監督制度等ニ付テハ抜本的検討ヲ加エ、其ノ結果従来行政官庁ノ任命又ハ認可ニ懸ツテ居リマシタ役員ノ選任ヲ会 マシテ、 従来最モ官庁的色彩ノ濃厚デアリマシタ農業団体ノ役員制度、役員ノ選任方法、又之ニ対スル行政官庁 農業者ノ利益増進ニ寄与セシメタイト存ズル次第デゴザイマス。 固ヨリ現下当面ノ困難ナル食糧事情ヲ打開致ス為ニハ、真ニ農業団体……ノ活溌ナル (中略)以上ガ法律案ノ提案 是ガ為メ、政府ト致

貴族院においても一二月一五日衆議院と同様の理由による提案理由の説明が松村国務大臣によって行われた。 同国務相は、 一二月一〇日、 衆議院において、 ŧ

……蚕糸業法改正法律案〔全文改正〕ノ提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス。蚕糸業ハ対米輸出貿易ノ大宗ト致シマ

リマスル食糧 シテ、今後我が国経済ヲ再建スル上ニ極メテ重大ナル使命ヲ担ツテ居ルノデゴザイマス、 !ノ輸入ヲ確保スル為ニ、其ノ見返リ物資トシテ生糸ガ最モ主要ナル役目ヲ勤メマスコトハ、是亦申ス 当面喫緊ノ重要問題デア

糸輸出ノ再開ヲ見ムトスル秋ニ当リマシテ、蚕糸業ヲ速カニ回復セシメ、其ノ使命達成ヲ期シマスルガ為ニハ、今 迄モナイ所デゴザイマス、而シテ戦争中ニ於キマシテハ、蚕糸業ハ輸出産業タル本来ノ性格ヲ一変シ、 ノ充足ヲ目標トシテ其ノ運営ニ当ルト共ニ、 面生産額モ著シク減少シテ参ッタノデアリマスルガ、 専ラ国内繊

自主的新団体組織ニ関スル法的措置、並ニ原蚕種管理制度ノ根本的改正、蚕種ニ関スル制度ノ改正等ヲ内容ト致シ 令部ノ指示ノ次第モアリマシテ、早急処理ヲ要スル問題デゴザイマス。本法案ハ以上ノ趣旨ニ基キマシテ、 後ニ於ケル我ガ国政治経済ノ動向ニ即応シテ、現在ノ斯業統制方式ニ根本的ノ改訂ヲ加へ、関係業者ノ自主的運営 マシテ、必要ナル規定ヲ設ケムトスルモノデゴザイマス、何卒慎重御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望致シマス。 糸統制株式会社ヲ中心トシテ運営シテ参リマシタ、蚕糸業統制機構ノ廃止及ビ之ニ件フ善後措置、 「依ッテ活気アル発展ノ途ヲ開イテ参ル必要ガアルノデゴザイマス。此ノコトハ過般蚕糸業ニ対スル連合国最高司 同年一二月一五日、衆議院の場合と同様の趣旨説明を行った。 蚕糸関係業者ノ 日本蚕

れとして、法令の改正の重要度は、単なる名称の変更といっても軽重をとやかくいうものではない。 めの措置であって、税との関係でいえば、印紙税法、特別法人税法における団体名の改正に過ぎぬ。 農業関係法の改正は、提案理由にもあるように、機構と運営に重点があり、要するに、民主化への傾向を強めるた しかしそれはそ

貴族院においても、

農業団体法中改正法律及び蚕糸業法改正法律を次に掲げておく。なお、九月五日勅令五二五号の「戦時農業団体令

戦時農業団体令中改正案ノ件 (昭和二〇・九・五公布勅令五二五号) 中改正等ノ件」もあわせて掲記しておく。

特別法人税法施行規則、……中左ノ通改正ス

戦時農業団 | ヲ「全国農業会」ニ改ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル農業団体法中改正法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御 虁

昭和二十年十二月二十二日

内閣総理大臣 大臣 男爵 松村 幣原喜重郎

法律第五十八号(官報一二月二二日)(抄)

農業団体法中左ノ通改正ス

則

第一条

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 郵便貯金法、印紙税法、特別法人税法、農業倉庫業及農林中央金庫法中左ノ通改正ス 「全国農業経済会」ヲ「全国農業会」ニ改ム

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル蚕糸業法改正法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

虁

昭和二十年十二月二十一日

内閣総理大臣 林大臣 男爵 松村 幣原喜重郎

蔵 大 臣 子爵 渋沢 敬三

工 大 臣 小笠原三

法律第五十七号(官報一二月二二日)

蚕糸業法 (抄)

第一条 本法ニ於テ蚕糸トハ蚕種、繭、生糸其ノ他ノ他令ヲ以テ定ムル蚕糸類ヲ謂フ

第十八条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依り蚕糸業ヲ営マントスル者ニ対シ行政官庁ノ許可ヲ受クベキコト

ヲ命ズルコトヲ得

第二十一条 蚕糸業者ハ其ノ蚕糸業ノ改良発達ヲ図ル為共同ノ施設ヲ為ス目的ヲ以テ蚕糸協同組合ヲ設立スルコトヲ得

第二十九条 蚕糸業者又ハ其ノ団体(農業団版②蚕糸協同組合ハ法人トス

③蚕糸業会ハ法人トス ②蚕糸業ニ密接ナル関係アル事業ヲ営ム者又ハ其ノ団体ハ蚕糸業会ノ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ会員ト為ルコトヲ得

第四十三条 蚕糸協同組合及蚕糸業会ニハ所得税、法人税及営業税ヲ課セズ

所用

①本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

⑨日本蚕糸統制株式会社解散シタルトキハ蚕糸業統制法第四十二条第一項ノ規定ニ依リ積立テル蚕糸価格安定資金ヲ第三十八条ニ 規定スル蚕糸業会ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ引渡スベシ

⑩前項ノ規定ニ依リ日本蚕糸統制株式会社ガ引渡スベキ蚕糸価格安定資金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人税法ニ依ル清算所得及営業 税法ニ依ル清算純益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セザルコトヲ得

⑪前二項ニ規定スルモノノ外日本蚕糸統制株式会社ノ清算ニ関シ必要ナル事項へ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

⑫第九項ニ規定スル蚕糸業会ガ同項ノ規定ニ依リ日本蚕糸統制株式会社ヨリ承継シタル財産ニ付テハ特別法人税法ニ依ル剰余金ノ

60印紙税法中左ノ通改正る

計算上之ヲ益金ニ算入セズ

第四条第一項第十二号中「中央水産業会、」ノ下ニ「蚕糸協同組合、蚕糸業会、」ヲ加フ

砂登録税法中左ノ通改正ス

第十九条第七号中「蚕糸共同施設組合」ヲ「蚕糸協同組合、蚕糸業会」ニ改ム

18特別法人税法中左ノ通改正ス

第二条第六号ヲ左ノ如ク改ム

番糸協同組合及番糸業会(所属ノ会員ヲシテ出資ヲ為サシメザルモノヲ除ク)

昭和二十年法律第五十七号蚕糸業法改正法律施行期日ノ件 (勅令七二一号、官報一二・二八)

昭和二十年法律第五十七号ハ昭和二十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(抄録) (昭和一八・三・一一法律四六号)

農業団体法

地方農業会ニハ所得税、法人税ヲ課セズ

第四十八条

第五十七条 (前略) 第四十六条ノ規定ハ全国農業経済会ニ付之ヲ準用ス (後略)

第六十六条 全国農業経済会又ハ地方農業会ガ第八十六条又ハ第九十一条ニ於テ準用スル第七十八条第二項ノ規定ニ依リ産業組合 (前略)第四十八条ノ規定ハ(中略)之ヲ中央農業会ニ付準用ス(後略)

第九十八条

連合会又ハ産業組合ノ権利義務ヲ承継スル場合ニ於テハ特別法人税法ノ適用ニ関シテハ産業組合連合会又ハ産業組合ハ之ヲ合併 ニ因リテ消滅シタル特別ノ法人ト看做シ全国農業経済会又ハ地方農業会ハ之ヲ合併ニ因リテ設立シタル特別ノ法人ト看做ス

②全国農業経済会又へ地方農業会が第八十六条又へ第九十一条ニ於テ準用スル第七十八条第二項ノ規定ニ依リ受命法人ヨリ承継シ タル財産ニ付テハ特別法人税法ニ依ル剰余金ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ

第五十七条 (前略)第四十八条ノ規定ハ全国農業会ニ付之ヲ準用ス(後略) ところで農業団体法中改正法律(昭二〇・一二・二二法律第五八号)により、右の改正前第五十七条が改正後は、

と改められ、つづいて、第六十六条は削除となった。また、第九十八条中、「全国農業経済会」は、第五十七条の場合と同様

「全国農業会」に改められた。

蚕糸業法(抄録)(明治四四・三・二九法律四七号)

第三十四条ノナ (前略)産業組合法(中略)第六条(中略)ノ規定ハ蚕糸共同施設組合ニ依リ之ヲ準用ス

同法により、次の蚕糸業統制法も廃止となった(同法附則第二項)。 右は、蚕糸業法改正法律〔蚕糸業法(昭二〇・法五七)〕により全文改正があり、明治四四年法律四七号は廃止となり、また、

蚕糸業統制法(抄録)(昭和一六・三・一二法律六七号)

②前項ノ規定ニ依り蚕糸価格安定資金ニ繰入レタル金額ハ法人税法ニ依ル所得、営業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ 第四十二条 日本蚕糸統制株式会社ハ繭及生糸ノ価格ノ安定ヲ図ル為命令ノ定ムル所ニ依リ蚕糸価格安定資金ヲ設定スベシ

計算上之ヲ損金ニ算入ス

昨日

第五十五条 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和一六・四・二一ヨリ施行、昭和一六勅令四六二号)

六四一

ハ 民主化の促進

日本の民主化の促進のために、労働組合の結成、婦人の解放、学校教育の民主化、秘密審問司法制度の撤廃、 昭和二〇年一〇月九日、幣原首相は、首相就任挨拶のためマッカーサー元帥と会見、その席上、 マッカーサ 経済機 1 は

構の民主化について口頭による指令を発した。

κŅ 政府は、この意向に副うため、労働組合の正常化と、民主的運営の確保と社会秩序の維持に関し、立法 化 を す す 一二月一〇日、 衆議院において、 芦田均国務大臣が、提案理由を次のように説明した。

通リデアリマス。嚢ニ昭和六年ノ第五十九帝国議会ニ於テハ政府提案ノ労働組合法ヲ討議致シマシテ、 業ノ再建ニ当リマシテ、乏シキ資本資源ヲ活用スル為ニハ、労働ニ期待スル所極メテ大ナルモノガアルコトハ申ス キ組合ノ結成セラルルモノ相次イデ増加スル傾向ニアリマス。思ウニ新日本建設ニ当リ、 共ニ、我ガ国ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ハ、労働組合ノ再組織トナッテ現ハレ、 過シタノデアリマシタガ、貴族院ニ於テ審議未了トナリ、 九年ノ頃ヨリ労働組合ノ結成ガ促進セラレ、之ニ伴ウテ労働組合法ノ制定ガ朝野ノ問題トナッタコトハ、御承知 会政策トシテノ労働組合ガ採上ゲラレマシタノハ、「ベルサイユ」条約以降ノ時期デアリマス。斯クシテ大正八 ッテ特ニ発育ノ契機ヲ与ヘラレ、第一次世界大戦ヲ以テ飛躍的発展ノ時機ニ入リマシタ。 ○只今議願トナリマシタ労働組合法案ノ提案ノ理由ヲ説明致シマス。我ガ国ノ近代産業ハ、日清、 労働組合法ニ対スル朝野ノ関心モ冷却致シマシテ、遂ニ今日ニ至ッタモノデアリマス。然ルニ最近ノ終戦ト 引続キ満州事変ノ勃発ニ依ッテ労働組合ノ発達ガ阻害 最モ緊急ヲ要スル平和産 全国各地ニ互リ、 資本ト労働トノ調整、 日露両戦役ニ依 衆議院ヲ通 新ラシ セ

平和 即応スル為ニハ、 害賠償ヲ要求スルコトハ出来ナイモノトシタ点デアリマス。第二ニ組合ノ結成運営ハ成ルベク自主的ニ行ハシメル **デアリマス、** 発言ヲ許容スル如キ権威ヲ与フル為ニ、 迄モアリ 助成セムト 点ヲ申上ゲマスレバ、本法案ハ、第一ニ団結権ノ保障ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ図リ、 令官ヨリ政府ニ示サレタ五項目ノ中ニ、 事情ニ鑑ミ、 朝野ノ専門的知識経験ヲ有スル人々ヲ以テ労務法制審議会ヲ組織致シマシテ、其ノ具体的成案ノ作成ヲ求メタノ グラ図ルコト ,メルコトガ絶対ニ必要デアリマス。此ノ目的ノ為ニハ、一面ニ於テ労働条件ノ適正化ヲ図リ、 ヲ目的トシタコトデアリマス。第二ニ労働組合ノ団結交渉「ピケッチング」其ノ他ノ争議行為等ニシテ、正当 ノ維持ノ上ニ、 其ノ経営スル共済事業等ノ福利事業ハ之ヲ保護シ、 7 . セ 然ル処最近一ツノ答申案ヲ得マシタノデ、之ヲ骨子トシテ労働組合法案ヲ作成シマシタ。 進ンデ健全ナル育成ヲ助成スルコトヲ喫緊ノ要務ナリト認メタノデアリマス。 刑罰及ビ警察取締規定ノ適用ヲ排除シ、 ヌ、 タコトデアリマス。 ガ最モ緊急ナ基本的要件デアルト信ジマス。 先ズ労働者大衆ニ対シ其ノ組合結成ニ付、 斯カル時、 重要ナル意義ヲ持ツコトヲ明カニシ、 労働者ヲシテ喜ンデ労務ニ赴カシメ、進ンデ其ノ能率ヲ発揮セシメテ、 第四ニ組合ト使用者トノ間ニ結バルル労働協約ニハ、其ノ労働能率ノ向上ト産業 労働組合ヲ促進助長スベキコト」ガ要請セラレタノデアリマス。 「労働者ノ搾取ト酷使カラノ防衛及ビ其ノ生活水準ノ向上ノ為、 又使用者ニ於テ、労働者が前述ノ行為ニ妨害ヲ加ヘタリ、 即チ政府ハ現在労働組合ノ結成ガ急速ニ進展シツツア 特ニ之ニ法的拘束力等ヲ附与シタ点デアリマ 十分ナル自由ヲ保障シ、其ノ言動ニ統一ト秩序ヲ保 又相当ノ免税ノ恩典ヲ与ヘテ、 経済ノ興隆ニ寄与スル 其ノ健全性ト永続性 斯カル際連合国最高 他面労働意欲ノ昻 以下其ノ要 仍テ政府 有効ナル 第五 テ

労働組合ヲ中心トスル労働ニ関スル諸般ノ問題ヲ、

円滑且民主的ニ調整セシ

ムル為、

労働側、

使用者側及ビ中立

六四四

タ点デアリマス。以上申述ベマシタ諸点ヲ骨子トシテ、本労働組合法案ヲ立案致シタ次第デアリマス、何卒御審議 各代表者ヨリ成ル労働委員会ヲ、ソレゾレ中央及ビ地方其ノ他ニ設ケマシテ、之ニ所要ノ職権ヲ附与スルコ ノ上速カニ御恊賛アラムコトヲ希望致シマス。 <u></u> ነ シ

は、 課税団体としたことである。また、附則三項により登録税法の一部を改正したことである。特に説明を要しない。 貴族院においては、同年一二月一五日、衆議院の場合と同様の趣旨説明が政府からあった。なお、労 働 一二月二一日公布、翌二二日官報ニ掲載。労働組合法の税法への影響は、第十八条において労働組合を原則 組 合法

関係法令は次のとおりである。

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル労働組合法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

昭和二十年十二月二十日

法律第五十一号(官報一二月二二日)

労働組合法 (抄)

蔵 生 大大大大臣臣臣臣

芦田

幣原喜重郎

②刑法第三十五条ノ規定ハ労働組合ノ団体交渉其ノ他ノ行為ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル為為シタル正当ナルモノニ付適用 本法ハ団結権ノ保障及団体交渉権ノ保護助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ図リ経済ノ興隆ニ寄与スルコトヲ以テ目的トス

アルモノトス

第十八条 法人タル労働組合ニハ命令ノ定ムル所ニ依り所得税及法人税ヲ課セズ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

登録税法中左ノ通改正ス 本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第五条第一項ノ規定ニ準ジ屈出ヲ為スベシ

第十九条第七号中「産業組合連合会」ヲ「産業組合連合会、労働組合」ニ、「産業組合法」ヲ「産業組合法、労働組合法」ニ改ム

九 災害による租税の減免について

ニ関スル件(勅令七二○号)」を制定し、左のように、その趣旨を発表した。 これに関しては、大蔵省は昭和二〇年一二月二七日、「昭和二十年ノ災害被害者ニ対スル租税ノ減免、徴収猶予等

者に対する租税の減免、 水害に因り被害を受けたる者に対し概ね昭和一八年に実施した租税の減免其の他租税上の特別措置の例に依り所得 政府は近畿、中国、四国、九州各地方を中心とする本年九月一七日及一八日並に十月九日より同月一一日迄の風 営業税、臨時利得税等の減免、徴収猶予等を行うこととし、明二八日、昭和一四年法律第三十九号(災害被害 徴収猶予等に関する法律)に基く勅令及省令を公布し、 即日施行することになった。

尚租税の滅免等の適用を受けんとする者は明年一月二〇日迄に所轄税務署に申請書を提出することを要する。

六四五

関係法令を示すと、次のとおりである。

災害被害者ニ対スル租税ノ減免、 徴収猶予等ニ関スル法律(昭和一四・三・二九法律三九号)

免除スルコトヲ得 キハ災害ニ因ル被害者ノ納付スベキ国税及災害ニ因ル被害物件ニ対シ課セラルベキ国税ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ軽減又ハ 政府ハ北海道又ハ府県ノ全部又ハ一部ニ亘リ震災其ノ他ノ被害甚大ナル災害アリタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルト

第二条 政府ハ前条ノ災害アリタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ災害ニ因ル被害者ノ納付スベキ国税ニ付勅令ノ定ムル 所ニ依リ課税標準ノ決定又ハ更訂ニ関スル特例ヲ設クルコトヲ得

第三条 政府ハ必要アリト認ムルトキハ第一条ノ災害アリタル地方ニ於テ納付スベキ国税ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ課税ニ関スル 申告及申請並ニ納期ニ関スル特例ヲ設クルコトヲ得

第四条 予スルコトヲ得 政府ハ必要アリト認ムルトキハ第一条ノ災害アリタル地方ニ於テ納付スベキ国税ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徴収ヲ猶

②前項ノ規定ハ第一条ノ規定ニ依リ国税ノ軽減又ハ免除ヲ為ス災害ニ因リ軽減又ハ免除セラルル地方税ニ付之ヲ準用ス 第一条ノ規定ニ依リ軽減又ハ免除セラルル国税ハ法令上ノ納税資格要件ニ関シテハ軽減又ハ免除セラレザルモノト看做ス

本法ハ昭和十三年中ニ生ジタル災害ヨリ之ヲ適用ス

朕昭和二十年ノ災害被害者ニ対スル租税ノ減免、 徴収猶予等ニ関スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

昭和二十年十二月二十七日

内閣総理大臣

大蔵大臣

勅令第七百二十号(官報一二月二八日)

納期ニ於テ納付スベキ昭和二十年分不動産所得及事業所得ニ対スル分類所得税ヲ左ノ区分ニ依リ軽減又ハ免除ス但シ昭和二十年 タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ被害アリタル後ニ到来スル 昭和二十年九月十七日及同月十八日並ニ同年十月九日ヨリ同月十一日迄ノ風水害(以下風水害ト称ス)ニ因リ所得ノ基因

分総所得金額五万円以上ノ者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

総所得金額五千円以下ナルトキ 不動産所得及事業所得ニ対スル分類所得税ノ総額ノ全部

同一万円ヲ超ユルトキ 同一万円以下ナルトキ 不動産所得及事業所得ニ対スル分類所得税ノ総額ノ十分ノニ 不動産所得及事業所得ニ対スル分類所得税ノ総額ノ十分ノ五

②戸主及其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ

第二条 風水害ニ因り所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ ル所得ニ対スル税額ヲ左ノ区分ニ依リ軽減又ハ免除ス但シ昭和二十年分総所得金額五万円以上ノ者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ 依り被害アリタル後ニ到来スル納期ニ於テ納付スベキ昭和二十年分綜合所得税額中被害ヲ受ケタル資産又ハ事業ノ部分ヨリ生ズ 付亦同ジ

当該所得税ノ納額ノ全部 当該所得税ノ納額ノ十分ノ五

総所得金額五千円以下ナルトキ

同一万円ヲ超ユルトキ同一万円以下ナルトキ 当該所得税ノ納税額ノ十分ノニ

②前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

風水害ニ因リ住宅又ハ家財ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ被害アリタル後ニ到来スル納

期ニ於テ納付スベキ昭和二十年分所得税ヲ左ノ区分ニ依リ軽減又ハ免除ス但シ昭和二十年分総所得金額二万円以上ノ者ニ対シテ

ハ此ノ限ニ在ラズ

総所得金額三千円以下ナルトキ 所得税ノ納額ノ全部

同五千円以下ナルトキ 所得税ノ納額ノ十分ノ五

同五千円ヲ超ユルトキ 所得税ノ納額ノ十分ノニ

②第一条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四条 風水害ニ因り住宅又ハ家財ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依り被害アリタル時ヨリ昭和二十

一年三月迄ニ納付スペキ丙種ノ事業所得及甲種ノ勤労所得ニ対スル分類所得税ヲ左ノ区分ニ依リ軽減又ハ免除ス但シ昭和二十年

分総所得金額二万円以上ノ者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

総所得金額三千円以下ナルトキ 分類所得税額ノ全部

同五千円以下ナルトキ

同五千円ヲ超ユルトキ 分類所得税額ノ十分ノニ 分類所得税額ノ十分ノ五

②第一条第二項ノ規定へ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五条 風水害ニ因リ死亡シタル者ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ死亡シタル後ニ到来スル納期ニ於テ納付スペキ昭和二十年分乙 種ノ勤労所得ニ対スル分類所得税及所得税法第三十条第一項第七号ニ規定スル所得ニ対スル綜合所得税ヲ左ノ区分ニ依リ軽減又

ハ免除ス但シ昭和二十年分総所得金額二万円以上ノ者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

同五千円以下ナルトキ 当該所得金額ノ納額ノ十分ノ五

総所得金額三千円以下ナルトキ 当該所得税ノ納額ノ全部

同五千円ヲ超ユルトキ 当該所得税ノ納額ノ十分ノニ

第六条 風水害ニ因り営業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル個人ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依り被害アリタル後ニ ②第一条第二項ノ規定へ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

到来スル納期(被害アリタル日ノ属スル納期ヲ含ム)ニ於テ納付スベキ昭和二十年分営業税ヲ左ノ区分ニ依リ軽減又ハ免除ス但

シ昭和二十年分純益金額三万円以上ノ者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

純益金額五千円以下ナルトキ

同一万円以下ナルトキ

同一万円ヲ超ユルトキ

営業税ノ納額ノ十分ノ五

営業税ノ納額ノ十分ノニ

第七条 昭和二十年分臨時利得税ヲ左ノ区分ニ依リ軽減ス但シ昭和二十年分利益金額三万円以上ノ者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ 風水害ニ因リ営業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル個人ニ対シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ営業利得ニ対スル

利益金額二万円以下ナルトキ

臨時利得税額ノ十分ノ五

臨時利得税額ノ十分ノニ

同二万円ヲ超ユルトキ

第九条 分ノ所得税、営業税又へ臨時利得税ニ付所得、純益又ハ利益ヲ計算スル場合ニ於テハ当該資産ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ノ見積 期分ヨリ地租ヲ徴収セズ 風水害ニ因リ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル個人ノ納付スベキ昭和二十一年 風水害ニ因リ荒地ト為リ荒地免租ノ許可ヲ受ケタルトキハ地租法第五十七条ノ規定ニ拘ラズ被害アリタル後ニ開始スル納

金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税法第十二条第一項及第三十条第一項、営業税法第十条第一項並ニ臨時利得税法第十条第一項 ニ規定スル必要ノ経費ト看做ス

第十条 凉飲食税、砂糖特別消費税、物品税、遊興飲食税、入場税及特別行為税ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ課税ニ関スル申告及申請 風水害ニ因リ被害ヲ受ケタル者ノ納付スベキ法人税、特別法人税、法人ノ営業税、法人ノ臨時利得税、 相続税、

料税 砂糖特別消費税、物品税、遊興飲食税、入場税及特別行為税ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依り其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得 風水害ニ因リ被害ヲ受ケタル者ノ納付スベキ所得税、個人ノ営業税、個人ノ臨時利得税、地租、相続税、 清涼飲

ニ付特例ヲ設クルコトヲ得

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年勅令第七百二十号(昭和二十年ノ災害被害者ニ対スル租税ノ減免、 徴収猶予等ニ関スル件)施行方

(昭和二〇大蔵省令一一一号)

大ナル被害ヲ受ケタル者ハ左ニ掲グル者トス 昭和二十年勅令第七百二十号第一条第一項ノ規定ノ適用ヲ受クベキ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚

- 田、畑及塩田ニ付其ノ過半ヲ滅失若ハ毀損シ又ハ其ノ過半ガ荒地若ハ収穫皆無ト為リタル者 不動産所得ニ対スル分類所得税ニ付テハ自己(同居ノ戸主及家族ヲ含ム以下同ジ)ノ所有ニ係ル貸付ケ タ ル 家 屋、
- ニ供スル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械器具、商品及原料品ニ付其ノ過半ヲ滅失若ハ毀損シタル者 事業所得ニ対スル分類所得税ニ付テハ自作シタル田、畑及塩田ニ付其ノ過半ガ荒地若ハ収穫皆無ト為リタル者又ハ事業ノ用
- 第二条 昭和二十年勅令第七百二十号第二条第一項及第九条ノ規定ノ適用ヲ受クベキ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資 産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ハ左ニ掲グル者トス 自己ノ所有ニ係ル貸付ケタル家屋、宅地、田、畑及塩田ニ付其ノ過半ヲ滅失若ハ毀損シ又ハ其ノ過半ガ荒地若ハ収穫皆無ト
- 一 自作シタル田、畑及塩田ニ付其ノ過半ガ荒地又ハ収穫皆無ト為リタル者
- 第三条 昭和二十年勅令第七百二十号第一条第一項ノ規定ニ依リ軽減又ハ免除ヲ受クベキ分類所得税ノ軽減又ハ免除ノ基礎タル税 事業所得金額ノ割合ヲ徴収税額(乙種ノ配当利子所得、山林ノ所得、乙種ノ退職所得及清算取引所得ニ対スル徴収税額ヲ除ク) 額ハ所得金額ノ総額(乙種ノ配当利子所得、山林ノ所得、乙種ノ退職所得及清算取引所得ヲ除ク)ニ対スル不動産所得金額又ハ 三 事業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械器具、商品及原料品ニ付其ノ過半ヲ滅失又ハ毀損シタル者 二乗ジテ之ヲ計算ス但シ所得金額ハ所得税法第十七条又ハ第十八条ノ規定ニ依ル控除前ノ金額ニ依ル

税額ハ総所得金額(所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ヲ除ク)ニ対スル被害ヲ受ケタル資産又ハ事業ノ部 分ヨリ生ズル所得金額ノ割合ヲ徴収税額(所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ対スル徴収税額ヲ除ク)ニ 昭和二十年勅令第七百二十号第二条第一項ノ規定ニ依リ軽減又ハ免除ヲ受クベキ綜合所得金額、軽減又ハ免除

第五条 前条ノ場合ニ於テ被害ヲ受ケタル資産又ハ事業ノ部分ヨリ生ズル所得金額ハ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資 産ノ総額ニ対スル被害ヲ受ケタル部分ノ価額ノ割合ヲ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ヨリ生ズル所得ノ総額ニ乗

ジテ之ヲ計算ス

②前項ノ場合ニ於テ資産価額ノ割合ニ依ルヲ不適当トスルトキハ収入金其ノ他適当ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス 昭和二十年勅令第七百二十号第三条第一項及第四条第一項ノ規定ノ適用ヲ受クベキ甚大ナル被害ヲ受ケタル者ハ自己ノ所

有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財ノ過半ヲ滅失又ハ毀損シタル者トス

計算ス但シ所得金額ハ所得税法第十七条又ハ第十八条ノ規定ニ依ル控除前ノ金額ニ依ル 額ハ所得金額ノ総額(乙種ノ配当利子所得、山林ノ所得、乙種ノ退職所得及凊算取引所得ヲ除ク)ニ対スル乙種ノ勤労所得金額 › 割合ヲ徴収税額(乙種ノ配当利子所得、山林ノ所得、乙種ノ退職所得及清算取引所得ニ対スル徴収税額ヲ除ク)ニ乗ジテ之ヲ 昭和二十年勅令第七百二十号第五条第一項ノ規定ニ依リ軽減又ハ免除ヲ受クベキ分類所得税ノ軽減又ハ免除ノ基礎タル税

之ヲ計算ス 定スル所得金額ノ割合ヲ徴収税額(所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ対スル徴収税額ヲ除ク)ニ乗ジテ 額ハ総所得金額(所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ヲ除ク)ニ対スル所得税法第三十条第一項第七号ニ規 昭和二十年勅令第七百二十号第五条第一項ノ規定ニ依リ軽減又ハ免除ヲ受クベキ綜合所得税ノ軽減又ハ免除ノ基礎タル税

第九条 個人ハ営業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械器具、商品及原料品ニ付其ノ過半ヲ減失又ハ毀損シタル者 昭和二十年勅令第七百二十号第六条及第七条ノ規定ノ適用ヲ受クベキ営業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル

第十条 本令施行ノ日迄ニ為スペキ課税ニ関スル申告及申請ハ昭和二十一年一月二十一日迄ニ之ヲ為スコトヲ得 風水害ニ因リ被害ヲ受ケタル者ノ納付スベキ昭和二十年勅令第七百二十号第十条ニ規定スル国税ニ付被害アリタル時ヨリ

昭和二十年勅令第七百二十号第十一条ノ規定ニ依り左記租税ニ付テハ各納期限ヨリ一年以内其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ

一 昭和二十年分所得税

- 昭和二十年分個人ノ営業科
- 一 昭和二十年分個人ノ臨時利得税

四 昭和二十年分地和

昭和二十年十月十一日ニ開始シタル相続ニ対スル相続税(延納年賦金ノ年割額ヲ含ム)

第十二条 昭和二十年勅令第七百二十号第一条乃至第三条、第六条又ハ第七条ノ規定ニ依リ所得税、営業税又ハ臨時利得税ノ軽減 昭和二十年八月乃至同年十月ノ各月分酒税、清涼飲料税、砂糖特別消費税、物品税、遊興飲食税、入場税及特別行為税

第十三条 昭和二十年勅令第七百二十号第四条ノ規定ニ依り丙種ノ事業所得又ハ甲種ノ勤労所得ニ対スル分類所得税ノ軽減又ハ免 除ヲ受ケントスル者ハ報酬、料金又ハ給与ノ支払ヲ受クル場所及被害ノ状況ヲ記載シタル申請書ヲ昭和二十一年一月二十日迄ニ 又へ免除ヲ受ケントスル者ハ被害ノ状況を記載シタル申請書ヲ昭和二十一年一月二十日迄ニ所轄税務署ニ提出スペシ

其ノ報酬、料金又ハ給与ノ支払者ヲ経由シ所轄税務署ニ提出スベシ

第十四条 昭和二十年勅令第七百二十号第五条ノ規定ニ依リ所得税ノ軽減又ハ免除ヲ受ケントスル者ハ昭和二十一年一月二十日迄 ニ其ノ旨ヲ所轄税務署ニ申請スベシ

第十五条 昭和二十年勅令第七百二十号第九条ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ所得税法第三十四条、営業税法第十六条又ハ臨時 利得税法第十六条ノ申告ト同時ニ損害見積金額ヲ記載シタル申請書ヲ所轄税務署ニ提出スベシ

第十六条 昭和二十年勅令第七百二十号第十一条ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ昭和二十一年一月二十日迄ニ其ノ旨ヲ所轄税務

署ニ申請スベシ

附則

本令へ公布ノ日(昭和二〇・一二・二八)ョリ之ヲ施行ス

十 収入印紙の紙面の刷新

印紙税法による課税標準等の改正ではなく、一つの時代を画するようにして、収入印紙の紙面を変え、新しい時代

にふさわしいものとしたのであろう。解説は特には要らぬ。

大蔵省令第百七号

大正十三年大蔵省令第十一号〔収入印紙の形式〕中左ノ通改正ス

昭和二十年十二月二十一日

雛形中左ノ通改正ス

一子爵

渋沢

縦二五・五粍

横二一・五粍

紫色

図略

褐色

図略 緑色

図略 図略 五拾銭 弐拾銭 青色 橙黄色

縦 三〇粍

図略 壱 円 暗緑色

図略 五拾円 青色 赤色

図略

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ従来ノ収入印紙 ハ当分ノ内之ヲ使用スルコトヲ得 則

十一 宗教法人令と租税関係

―宗教法人の原則非課税団体の法認と、非収益事業非課税の原則の確立.

初より大きな課題として連合国軍の中では意識されていた。 の履行を着実に見守る態勢にあったことは言うまでもない。宗教に関しては、国家と宗教の融合関係の切り離しが当 戦後の国際社会でのわが国の地位は、ポツダム宣言の履行が求められるところであって、占領軍 連合国軍は、そ

並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」が、政府に対し重ねて発出された。 あて覚書が発せられ、さらに一二月一五日になって、「国家神道、 そのことは、二〇年の一〇月四日の「政治的、社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」としてGHQから政府 神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、 監督

報に掲載するとともに、宗教団体法にかわるべき宗教法人令を公布したのである。 政府は、この覚書を実施に移すため、ポ勅緊急勅令として、一二月二七日、宗教団体法等の廃止を公布、二九日官

租税との関係は、同令第一六条及び附則五項六項七項である。

令第十六条は、 「宗教法人ニハ、命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ」という。

けられている。当然のことであろう。詳細は法令にゆずる。 益事業のある場合には、 命令(昭二○大蔵省令一○九号)によると第一条において、非収益事業非課税の原則を明らかにする。第二条は収 「其ノ他ノ所得トヲ区別シタル計算書」の作成及び法人税の申告書に添付することが義務付

朕昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件と発スル命令ニ関スル件ニ基ク宗教団体法等廃止ノ件

ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

名 御 礟

昭和二十年一二月二十七日

内閣総理大臣 男爵 幣原喜重郎

前田 岩田 多門 宙造

堀切善次郎

大 内 務 大 臣 臣 子爵

宗教団体法施行令

信教自由ノ保全ヲ図ル為左ニ掲グル法律及勅令ハ之ヲ廃止ス

宗教団体法

勅令第七百十八号(官報一二月二八日)

宗教団体登記令

公衆礼拝用建物及敷地登記令

昭和十五年勅令第四百六十号〔宗教団体法第二十二条第二項ノ規定ニ依ル地租ノ免除ニ関スル件〕

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク宗教法人令ヲ裁可シ玆

ニ之ヲ公布セシム

御 名 御

昭和二十年十二月二十七日

男爵 幣原喜重郎

大臣 岩田 宙造

可

臣 臣 前田 堀切善次郎 多門

文 内

大

大

大 臣 子爵

勅令第七百十九号(官報一二月二八日)

宗教法人令(抄)

神道教派、仏教宗派及基督教其ノ他ノ宗教ノ教団並ニ寺院及教会(修道会等ヲ含ム以下同ジ)ハ本令ニ依リ之ヲ法人ト為

スコトヲ得

②本令ニ於テ宗教法人トハ前項ノ規定ニ依ル法人ヲ、教派、宗派、教団、寺院及教会トハ各神道教派、仏教宗派及基督教其ノ他ノ 宗教ノ教団並ニ寺院及教会ニシテ宗教法人タルモノヲ謂フ

第十六条 宗教法人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

③都道府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ宗教法人ノ所得ニ対シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

②寺院ノ境内地及教会ノ構内地ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ地租ヲ免除ス但シ有料借地ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

①本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

⑥登録税法第二条第一項第二号及第三条ノ二、 電気互斯税法第四条第二号 並ニ 広告税法第四条第二号中 「法人タル宗教団体」ヲ ⑤所得税法第百十一条及法人税法第四十一条並ニ所得税法施行規則第一条第二項及法人税法施行規則第五条第二項ヲ削ル

「宗教法人」ニ改ム

⑦登錄稅法第十九条第二号ノ二、地方稅法第十二条第一項第一号及家屋稅法第三条第二号並ニ登錄稅法施行規則第五条ノ七、物品 税法施行規則第二十六条第三号及特別行為税法施行規則第八条第二号中「寺院」ヲ「法人タル寺院」ニ、「教会」ヲ「法人タル

○大蔵省令第百九号

教会」ニ改ム

宗教法人令第十六条第一項及第二項ノ規定ニ依ル所得税、法人税及地租ノ免除等ニ関スル件左ノ通定ム

昭和二十年十二月二十九日 宗教法人ノ所得ニシテ収益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタルモノ以外ノモノニ付テハ宗教法人令第十六条第一項ノ規定ニ依 大蔵大臣

リ所得税及法人税ヲ課セズ 法人税ニ付納税義務アル宗教法人ハ法人税法第十八条ノ申告書ニ収益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタル所得ト其ノ他ノ所得衤₹アクギノホデッテルィッ

トヲ区別シタル計算書ヲ添附スベシ

第三条 寺院ノ境内地又ハ教会ノ構内地ニシテ左ニ掲グル区域ノ土地ニ付テハ宗教法人令第十六条第二項ノ規定ニ依リ其ノ地租ヲ 一 本堂、庫裡、会堂其ノ他寺院又ハ教会ガ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ之ニ付随スル行為ヲ為スニ必要ナル建物又ハ工作物

二 宗教上ノ儀式又ハ行事ヲ行フ為必要ナル土地

(付属建物及附属工作物ヲ含ム)ノ敷地

寺院又ハ教会ノ風致ヲ維持スル為必要ナル土地

寺院又ハ教会ノ災害ヲ防止スル為必要ナル土地

②前項第四号乃至第六号ノ土地ニ付テハ大蔵大臣ハ免租スペキ区域ヲ制限スルコトヲ得

前条第一項ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄税務署長ニ提出スベシ

土地ノ所在、地番、地目、地積及賃貸価格並ニ其ノ用途

寺院又へ教会ト納税義務者ト異ナルトキハ無料借地タルコトヲ証スル書面 寺院若ハ教会ノ設立又ハ境内地若ハ構内地ノ区域変更ノ年月日

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ノ構内地ハ之ヲ本令ニ依リ地租ヲ免除セラレタル寺院ノ境内地又ハ教会ノ構内地ト看做ス 本令施行ノ際昭和十五年勅令第四百六十号〔六五五頁参照〕第一条第一項ノ規定ニ依リ地租ヲ免除セラルル寺院ノ境内地又ハ教会

あ لح 办\$

*

ポ勅により、緊急勅令として立法化され、また、政府の発案で、戦後処理の可能なものは、議会の協賛によって、実 昭和二〇年八月一四日以降一二月までは、戦後処理の段階ではあるが、連合国軍(GHQ)の要求の早急実施は

施されることとなったのである。

のかかわりあいをみたかったので、特にとりあげたわけである。労働組合を原則非課税団体として法認したことであ 立法を通じて戦後処理へと踏みだしたのである。八は、民主化のための社会立法ではあるが、これについては租税と て実施に移されたのである。例えば、本稿の二乃至六は、それである。また、九及び十もその範疇にはいる。

もちろん、法律による改廃にまで至らないものは関係勅令、省令の段階での改廃は、随時政府の自発的発案によっ

るが、詳細は、昭和二一年へと先送りした。

十一は、ポ勅・緊急勅令による宗教団体法等の廃止と、それにかかわる宗教法人令の制定である。

宗教団体法の廃止、宗教法人令の歴史的意味はここでは問わない。差し当って、

拙著『租税行政史』中央経済社、昭和五五年、七三ページ参照。

井上恵行著『宗教法人の基礎的研究』第一書房、昭和四四年、第五節(四三ページ)参照。

を参照されたい。 松沢智「宗教法人等公益法人課税の論拠」税経通信 第四三巻第一三号二二ページならびに二九ページの参考文献

誌一八号で関係資料の紹介をしておいたので蛇足ながら付け加えておく。その後の事態の発展は、 がないので、敢て、参考の為に収載したものである。言いおくれたが、GHQの戦時利得の没収指令については、本 稿を閉じるに当って西野敞雄研究部長、小林栢弘主任教授、有賀喜政前主任教授(現松戸税務署長)からは、特段 なお、本稿では、再度述べるようであるが、改廃関係の法令を収載したが、これは昭和二○年における関係法令集 別稿にゆずる。

の配慮にあずかった。おくればせながら、あらためて、お礼申し上げたい。

(昭六三・一二・二成稿)

第八九回帝国議会租税関連法衆貴院提案理由説明日程及び公布日一覧

11 • • 28 昭和二〇年勅令第五四二号(「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ発スル命令ニ関スル件」) 承諾を求める件 国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律案

貴院

12

7

農業団体法改正法律案

8 大日本航空株式会社法廃止法律案·石油業法外十三法律廃止法律案

10 蚕糸業法改正法律案・労働組合法案

• 12 • 11 大日本航空株式会社法廃止法律案・石油業法外十三法律廃止法律案 昭和二〇年勅令第五四二号(「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件)承諾を求める件

• 13 国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律案

18 15 昭和二〇年勅令第五四二号(「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ発スル命令ニ関スル件(貴院12月8日承諾) 蚕糸業法的改正法律案・労働組会法案・農業団体法中改正法律案

19

国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律公布

20 21

石油業法外十三法律廃止法律公布

労働組合法公布

蚕糸業法改正法律公布

衆院承諾

衆院

•27 大日本航空株式会社法廃止法律公布